

【1107版】

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
（平成27年度～平成29年度）
素案

1. 計画策定にあたって.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の性格、策定体制等.....	2
(3) 日常生活圏域.....	3
(4) 本市の高齢者を取り巻く状況.....	6
(5) 前計画の評価.....	16
2. 基本理念と計画目標.....	19
(1) 基本理念.....	19
(2) 計画目標.....	20
(3) 施策体系.....	22
3. 施策の展開.....	24
(1) 在宅ケアの充実.....	24
(2) 認知症支援の充実.....	28
(3) 高齢者が安心して暮らせる住まい.....	33
(4) 介護サービス等の基盤整備.....	38
(5) 介護予防の推進.....	42
(6) 健康の保持・増進.....	46
(7) 高齢者の社会参加と生きがいをづくりの支援.....	49
4. 計画の推進.....	55
(1) 関係機関等との連携.....	55
(2) 計画の周知・広報.....	56
資料編.....	57

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

我が国における人口の高齢化は急速に進んでいます。全国の高齢化率は、平成 25 年 10 月 1 日時点で 25.1%となり（総務省推計人口）、平成 32 年（2020 年）には全国の高齢化率は 29.1%、平成 37 年（2025 年）には 30.3%に達するものと予測されています（国立社会保障・人口問題研究所推計）。また、高齢者の中でも今後は 75 歳以上の高齢者数が大きく増加していくことから、さまざまな生活支援ニーズが高まっていくことが想定されます。

このような超高齢社会を迎える中で、介護保険制度は、高齢者福祉の大きな課題である「介護」を社会全体の連帯により支える基盤として、平成 12 年 4 月のスタートから今日まで、大きな役割を果たしてきました。基本理念である高齢者の「自立支援」「尊厳の確保」のもと、時代の流れをふまえてよりよい制度にしていくため、継続的に改正が行われています。

近年では平成 23 年に介護保険法の改正が行われ、「地域包括ケアシステムの構築」が国・地方公共団体の責務として定められました。これは、日常生活圏域を単位に、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供されることで、高齢者が安心して在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方です。そのためには、地域のさまざまな主体が相互に連携することにより、高齢者の生活の基盤となる「住まい」が確保されたうえで、多様な担い手による「生活支援・福祉サービス」により在宅生活を支え、「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」という専門的なサービスが適切に提供される地域づくりが求められます。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増える中、本人や家族が在宅生活に対する心構えを持つことも重要なこととなります。

平成 26 年には、地域包括ケアシステムの構築にあたって制度の重点化・効率化を図るため、全国一律の予防給付を市町村の地域支援事業に移行し、介護予防サービスの多様化を進めることや、施設利用者を要介護度の重い人（原則、要介護 3 以上）としていくこと、低所得者の保険料軽減の拡充や一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げなど、費用負担の公平化をはじめとした多くの制度改正が行われています。また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、団塊の世代がすべて 75 歳以上となり、介護需要等が大きく増えていくと見込まれる平成 37 年（2025 年）を見据えて取組を進めるものとされています。

本市では、これまで超高齢社会の到来を見据え、「安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺」を基本理念として、高齢者がいつまでもすこやかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要となったときも、自分らしく、社会とのつながりの中で、安心して暮らし続けることのできる社会づくりを進めてきました。本計画は、こうして進めてきたこれまでの取組を引き継ぎ、高齢者施策を総合的に推進しながら、平成 37 年（2025 年）を展望し、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた道筋を示す計画として策定する

ものとし、基本理念の描く社会像の実現をめざし、多様な主体が連携し、地域づくりの取組を促進、発展させていく計画とします。

(2) 計画の性格、策定体制等

①法的根拠等

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定を根拠とし、堺市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また、「堺21世紀・未来デザイン」及び「堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス」を上位計画とし、「堺あったかぬくもりプラン3」「健康さかい21(第2次)」などを関連計画として、これらとの調和を図るとともに、国の策定指針及び大阪府計画をふまえた計画として策定します。

②計画の期間

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、3年を1期として策定するものとされています。本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間となります。

平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35	平成 36	平成 37	平成 38
平成37年(2025年)の堺市を見据えて計画を策定											
新計画(第6期)											
			(第7期)			(第8期)			(第9期)		

③計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、市内関係団体、市民団体などから構成される「堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において、計画内容の総合的な検討を行いました。また、庁内においては、関連部局との連携・協力のもと、「高齢社会対策推進庁内委員会」において検討を行い、策定を進めます。

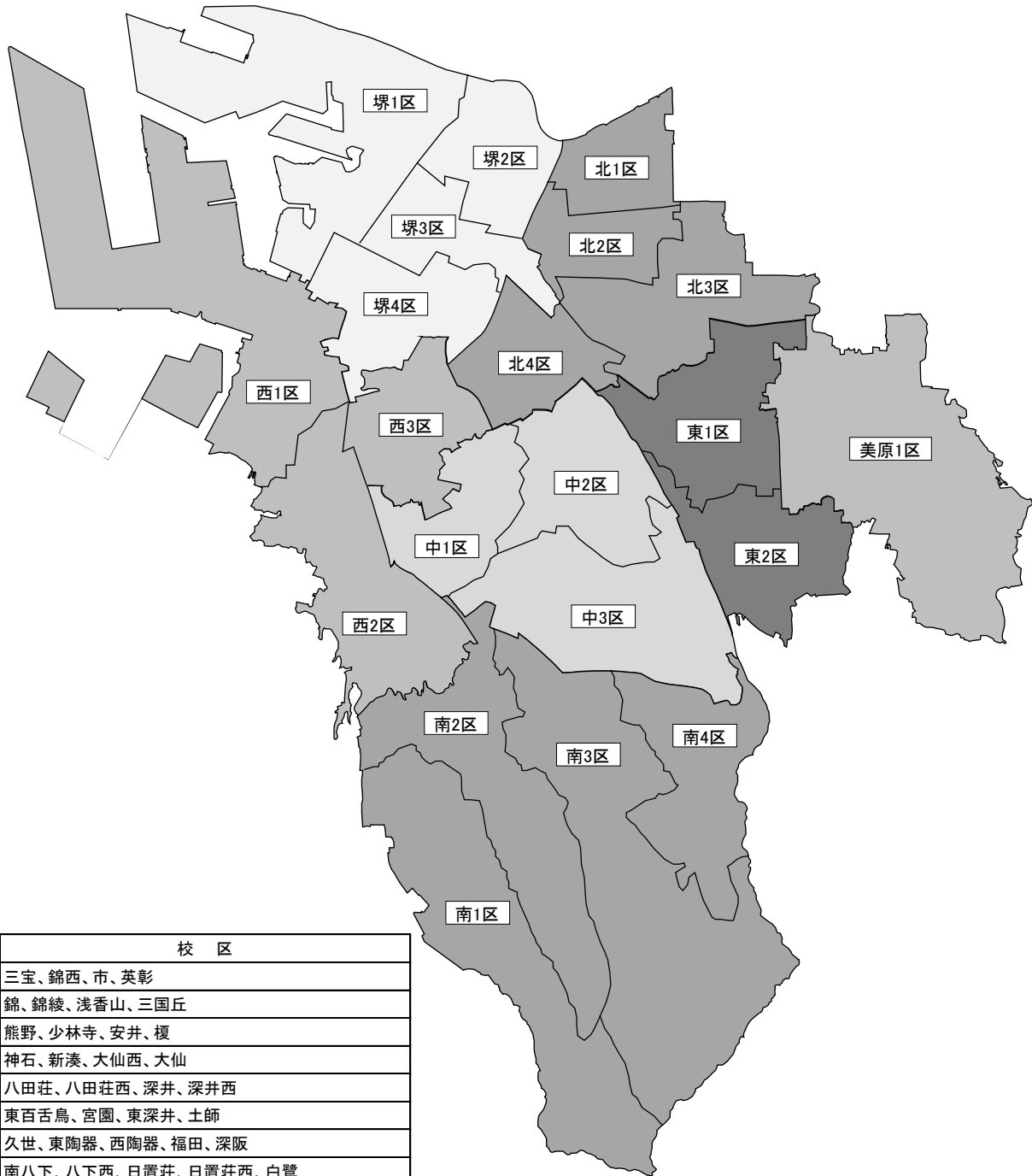
計画策定にあたり、高齢者の現状やニーズ、地域の状況などを把握するため、「堺市高齢者等実態調査」を実施しました。また、広く市民の意見を聴取するため、計画素案に関してパブリックコメントを実施します。

(3) 日常生活圏域

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように、市内を日常生活の圏域に分け、圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量などを見込むこととされています。日常生活圏域の設定に当たっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し、定めることとされています。

本市においては、各区を基本とし、人口規模及び公共交通機関の状況等も考慮して、いくつかの小学校区を組み合わせた 21 圏域を日常生活圏域として設定しており、本計画においても、この 21 圏域を日常生活圏域とします。

【日常生活圏域】



圏域	校 区
堺1	三宝、錦西、市、英彰
堺2	錦、錦綾、浅香山、三国丘
堺3	熊野、少林寺、安井、榎
堺4	神石、新湊、大仙西、大仙
中1	八田荘、八田荘西、深井、深井西
中2	東百舌鳥、宮園、東深井、土師
中3	久世、東陶器、西陶器、福田、深阪
東1	南八下、八下西、日置荘、日置荘西、白鷺
東2	登美丘東、登美丘西、登美丘南、野田
西1	浜寺、浜寺東、浜寺石津、浜寺昭和
西2	鳳、鳳南、福泉、福泉上、福泉東
西3	津久野、向丘、平岡、家原寺、上野芝
南1	美木多、赤坂台、新檜尾台、城山台
南2	福泉中央、桃山台、原山台、原山台東、庭代台、御池台
南3	上神谷、宮山台、竹城台、竹城台東、若松台、茶山台
南4	三原台、泉北高倉、はるみ、槇塚台
北1	東浅香山、新浅香山、五箇荘、五箇荘東
北2	東三国丘、光竜寺、新金岡、新金岡東
北3	大泉、金岡、金岡南、北八下
北4	百舌鳥、西百舌鳥、中百舌鳥
美原1	全区域

【日常生活圏域の概況】

(人、世帯)

圏域	高齢者人口・高齢化率					高齢者世帯		要介護認定者		
	総人口	うち65歳以上	うち75歳以上	高齢化率	75歳以上比率	ひとり暮らし高齢者数	高齢者のみ世帯数	要介護認定者数		
								うち1号	認定率(1号)	
堺1	44,096	10,747	4,705	24.4%	10.7%	3,713	5,686	2,390	2,344	21.8%
堺2	36,038	9,266	4,532	25.7%	12.6%	3,128	4,806	2,351	2,321	25.0%
堺3	34,510	8,494	4,095	24.6%	11.9%	3,177	4,699	2,177	2,131	25.1%
堺4	31,872	9,307	4,398	29.2%	13.8%	3,101	4,828	2,447	2,393	25.7%
中1	35,876	9,232	3,636	25.7%	10.1%	2,131	4,025	1,927	1,881	20.4%
中2	41,252	8,488	3,387	20.6%	8.2%	2,234	3,857	1,720	1,677	19.8%
中3	48,140	10,960	4,375	22.8%	9.1%	2,353	4,492	2,445	2,378	21.7%
東1	43,035	12,469	5,474	29.0%	12.7%	3,131	5,778	2,328	2,279	18.3%
東2	44,105	11,501	5,067	26.1%	11.5%	2,838	5,216	2,346	2,290	19.9%
西1	41,295	10,513	4,983	25.5%	12.1%	3,249	5,240	2,717	2,660	25.3%
西2	57,943	12,558	5,392	21.7%	9.3%	3,367	5,848	2,803	2,738	21.8%
西3	38,908	9,962	4,618	25.6%	11.9%	2,661	4,761	2,157	2,116	21.2%
南1	37,085	9,798	3,634	26.4%	9.8%	1,886	4,107	1,611	1,563	16.0%
南2	42,543	12,000	4,263	28.2%	10.0%	2,614	5,304	2,048	1,990	16.6%
南3	35,475	10,001	4,485	28.2%	12.6%	2,864	4,947	2,079	2,032	20.3%
南4	37,940	11,212	4,645	29.6%	12.2%	3,148	5,638	2,229	2,179	19.4%
北1	38,356	8,256	3,648	21.5%	9.5%	2,411	4,053	1,833	1,784	21.6%
北2	33,517	9,576	4,639	28.6%	13.8%	3,124	5,130	2,233	2,183	22.8%
北3	41,668	9,227	3,975	22.1%	9.5%	2,310	4,256	1,857	1,820	19.7%
北4	44,610	9,070	3,831	20.3%	8.6%	2,596	4,309	1,998	1,954	21.5%
美原1	39,890	10,208	4,089	25.6%	10.3%	2,039	4,201	1,845	1,793	17.6%
全市	848,154	212,845	91,871	25.1%	10.8%	58,075	101,181	45,541	44,506	20.9%

(平成26年3月末時点)

(4) 本市の高齢者を取り巻く状況

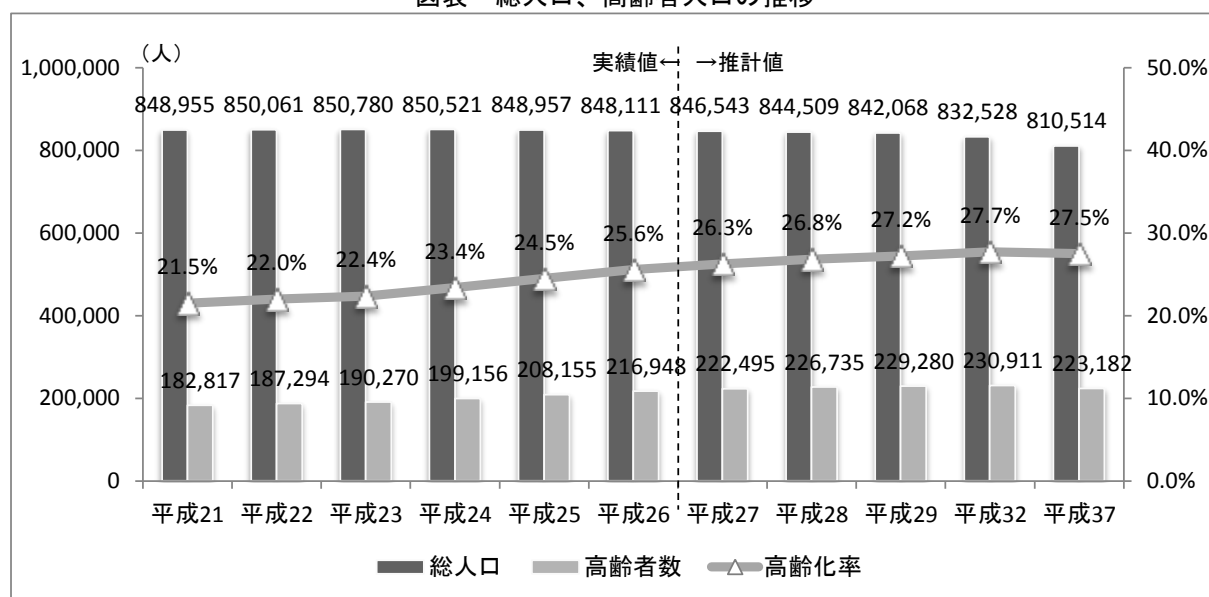
① 高齢者数、要支援・要介護認定者数の推移

本市の高齢者人口は、平成26年9月末時点で、216,948人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は25.6%で上昇を続けています。

また、高齢者人口のうち、65歳～74歳人口（前期高齢者）は123,926人で総人口に占める割合は14.6%、75歳以上人口（後期高齢者）は93,022人で総人口に占める割合は11.0%となっており、総人口の約4人に1人が高齢者、約10人に1人が75歳以上という「本格的な高齢社会」となっています。

今後も高齢化は更に進み、平成32年（2020年）頃に高齢化率のピークを迎えると思込まれます。以降、高齢化率はほぼ横ばいとなるものの、75歳以上人口に限れば増加は続き、団塊の世代が75歳に達する平成37年（2025年）頃には、75歳以上人口は約14万人（現在の約1.5倍）、総人口に占める割合はほぼ17%に達するものと見込まれます。

図表 総人口、高齢者人口の推移



	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成32	平成37
総人口	848,955	850,061	850,780	850,521	848,957	848,111	846,543	844,509	842,068	832,528	810,514
高齢者数	182,817	187,294	190,270	199,156	208,155	216,948	222,495	226,735	229,280	230,911	223,182
65～74歳	110,056	110,176	108,865	113,343	118,499	123,926	124,990	123,531	120,405	111,718	84,928
75歳以上	72,761	77,118	81,405	85,813	89,656	93,022	97,505	103,204	108,875	119,193	138,254
高齢化率	21.5%	22.0%	22.4%	23.4%	24.5%	25.6%	26.3%	26.8%	27.2%	27.7%	27.5%
前期高齢者比率	13.0%	13.0%	12.8%	13.3%	14.0%	14.6%	14.8%	14.6%	14.3%	13.4%	10.5%
後期高齢者比率	8.6%	9.1%	9.6%	10.1%	10.6%	11.0%	11.5%	12.2%	12.9%	14.3%	17.1%

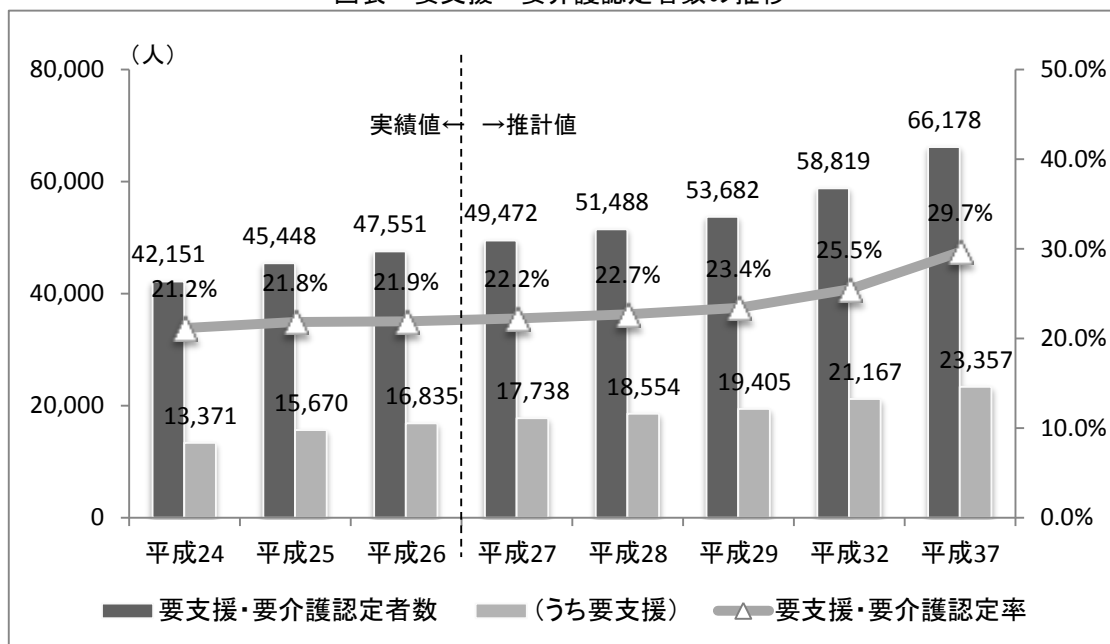
(各年9月末時点)

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計

本市の要支援・要介護認定者数は、平成26年9月末時点で47,551人、第1号被保険者数（65歳以上）に占める割合（認定率）は21.9%となっています。今後も、高齢化に伴い、認定率が上昇し、要支援・要介護者数は増加していくものと予想されることから、介護保険サービス等へのニーズはさらに高まっていくものと想定されます。

また、平成26年9月末時点で要支援者は16,835人となっており、認定者の35.4%を占めます。今後の要支援者の割合はおおむね35～36%程度で推移し、人数の増加が見込まれます。要支援者への多様な生活支援のサービスや、介護予防に向けたサービス基盤の充実が求められるものと考えられます。

図表 要支援・要介護認定者数の推移



	実績値 ←			→ 推計値			(人)	
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成32	平成37
要支援・要介護認定者数	42,151	45,448	47,551	49,472	51,488	53,682	58,819	66,178
(うち要支援)	13,371	15,670	16,835	17,738	18,554	19,405	21,167	23,357
要支援・要介護認定率	21.2%	21.8%	21.9%	22.2%	22.7%	23.4%	25.5%	29.7%

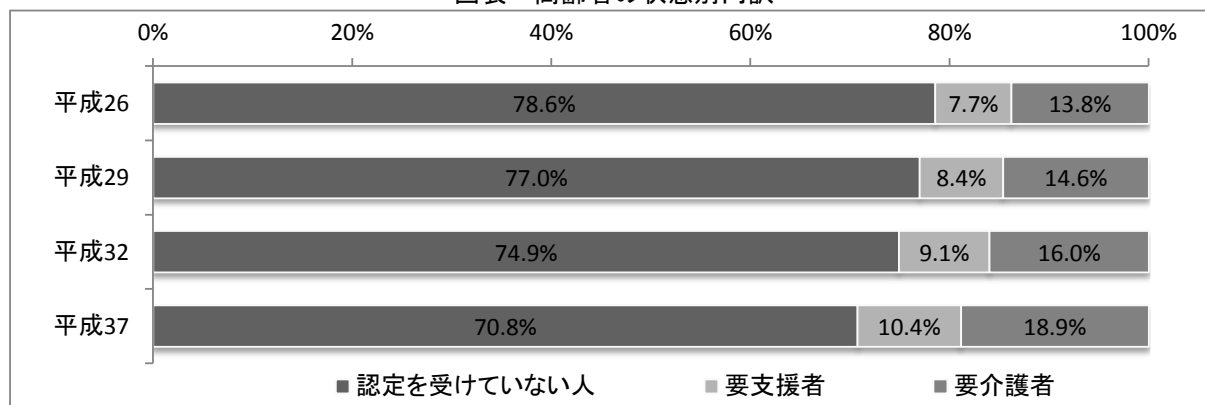
(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計

高齢者（第1号被保険者）のうち、平成26年9月末時点で、要支援者は16,608人、要介護者は29,918人であるのに対し、認定を受けていない人は170,422人となっており、高齢者の78.6%は介護の必要のない、比較的元気な高齢者であると言えます。

今後は後期高齢者が増えることに伴って、要支援者、要介護者の割合が上昇していくと見込まれますが、全体の7割程度は介護の必要のない、比較的元気な高齢者が占めるものと想定されます。元気な高齢者への対応や活躍の機会の充実等が今後一層重要になってくるものと考えられます。

図表 高齢者の状態別内訳



(人)

		認定を受けていない人	要支援者	要介護者	合計	
実績値↑	平成26	65～74歳	115,303	3,560	5,063	123,926
		75歳以上	55,119	13,048	24,855	93,022
		計	170,422	16,608	29,918	216,948
推計値↓	平成29	65～74歳	112,105	3,505	4,795	120,405
		75歳以上	64,412	15,714	28,749	108,875
		計	176,517	19,219	33,544	229,280
	平成32	65～74歳	103,400	3,578	4,740	111,718
		75歳以上	69,603	17,407	32,183	119,193
		計	173,003	20,985	36,923	230,911
	平成37	65～74歳	78,726	2,655	3,547	84,928
		75歳以上	79,189	20,520	38,545	138,254
		計	157,915	23,175	42,092	223,182

(構成比)

		認定を受けていない人	要支援者	要介護者	合計	
実績値↑	平成26	65～74歳	53.1%	1.6%	2.3%	57.1%
		75歳以上	25.4%	6.0%	11.5%	42.9%
		計	78.6%	7.7%	13.8%	100.0%
推計値↓	平成29	65～74歳	48.9%	1.5%	2.1%	52.5%
		75歳以上	28.1%	6.9%	12.5%	47.5%
		計	77.0%	8.4%	14.6%	100.0%
	平成32	65～74歳	44.8%	1.5%	2.1%	48.4%
		75歳以上	30.1%	7.5%	13.9%	51.6%
		計	74.9%	9.1%	16.0%	100.0%
	平成37	65～74歳	35.3%	1.2%	1.6%	38.1%
		75歳以上	35.5%	9.2%	17.3%	61.9%
		計	70.8%	10.4%	18.9%	100.0%

(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計

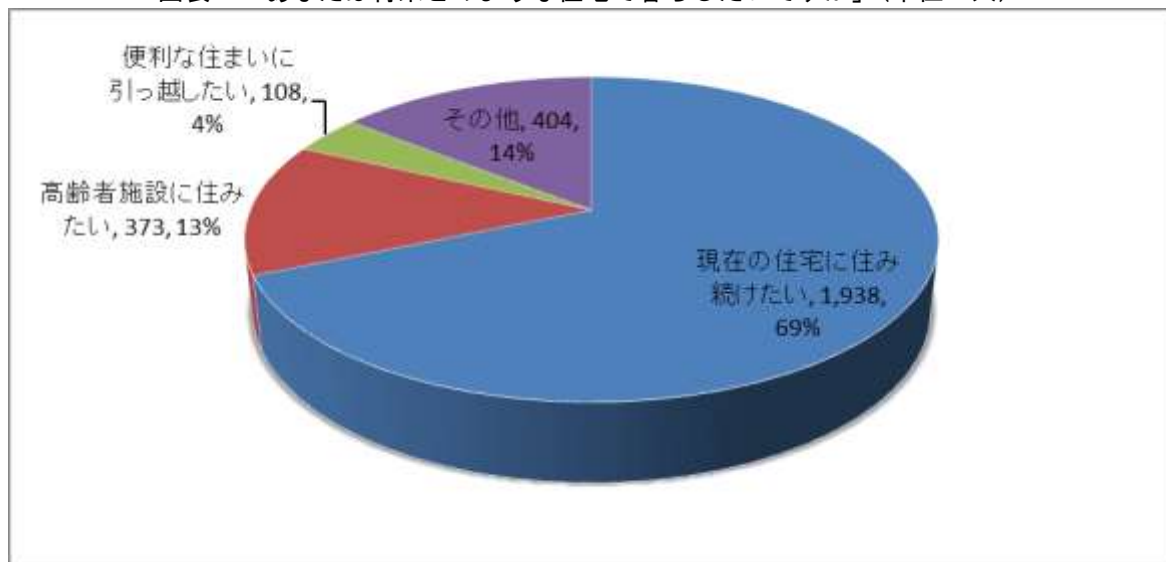
②高齢者等実態調査結果の概要

市内の高齢者等の生活状況や保健・福祉などに関するニーズを把握するため、平成 25 年度に、「堺市高齢者等実態調査」を実施しました。その結果から見てきた課題について総括します。

◆施設ではなく現在の住まいに住み続けたい。

- ・高齢者の世帯は、多くが一人暮らし、夫婦のみの世帯となっていますが、一方で将来の住まいの意向としては、現在の住まいで住み続けることを望んでいる方が7割近くおられ、在宅生活のニーズの高いことがわかります。また今後の介護に対する意向についても、自宅で介護を受けたいという人が多く、在宅生活を継続できる環境整備が必要です。

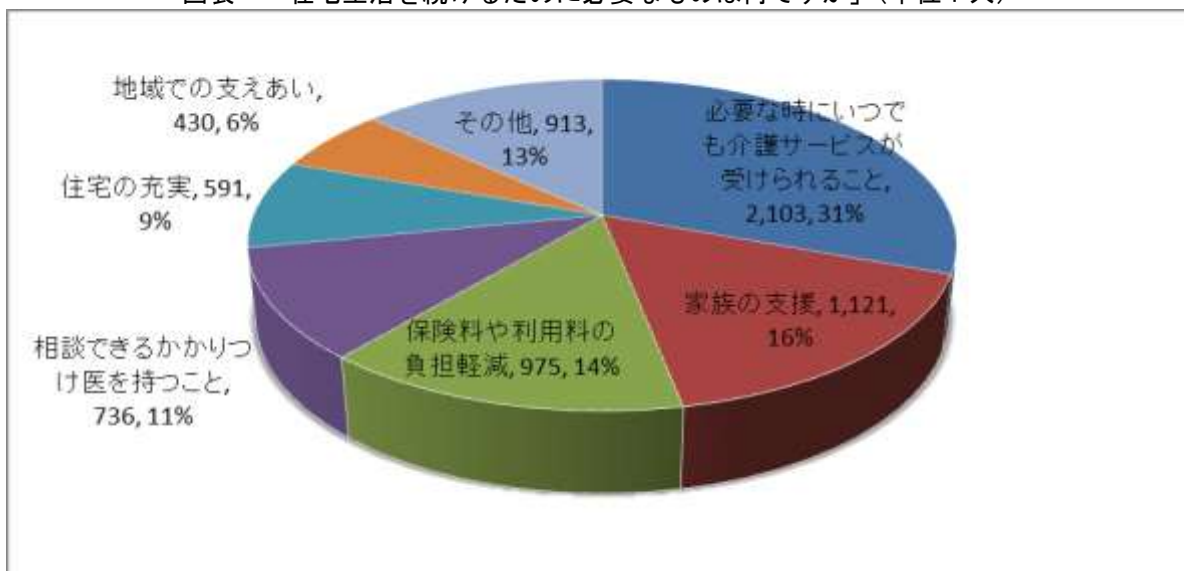
図表 「あなたは将来どのような住宅で暮らしたいですか」（単位：人）



◆必要な時にはいつでも介護サービスを受けたいが、サービス内容はよくわからない。

- ・在宅での介護生活に対するニーズが高い中、できる限り自宅や住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととしては、「普段介護している人が急に介護できなくなった時などに対応できる介護サービス」や「24時間対応してもらえる訪問介護サービス」など、必要な時にはいつでも介護が受けられるというニーズが3割を超えます。一方、24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や、緊急時対応可能な「短期入所生活介護（ショートステイ）」に対する利用意向がそれほど高くないという傾向も見られ、介護保険サービスについて十分に理解されていないことなども背景にあると推察されます。サービスの普及啓発とともに、その人の状態像に応じた適切なサービスが提供されるように、基盤の一層の充実が課題と考えられます。

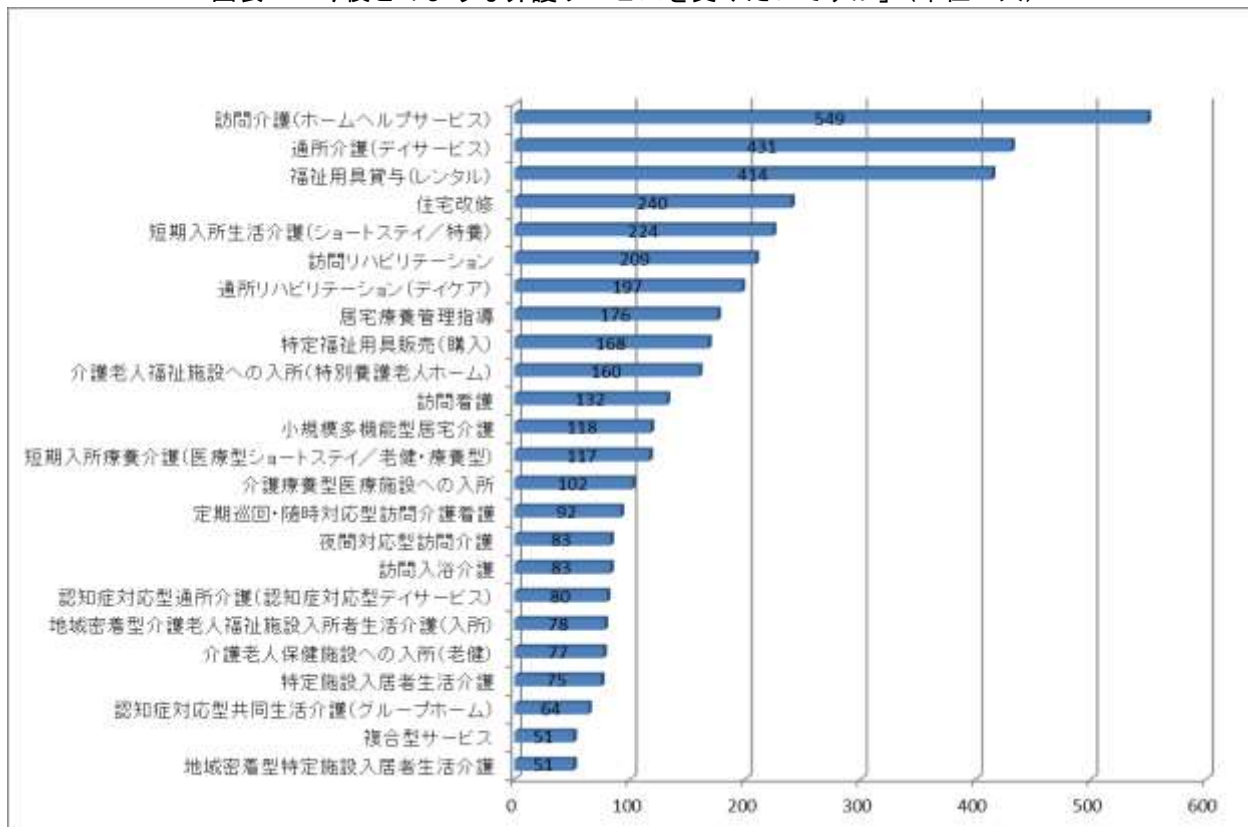
図表 「在宅生活を続けるために必要なものは何ですか」（単位：人）



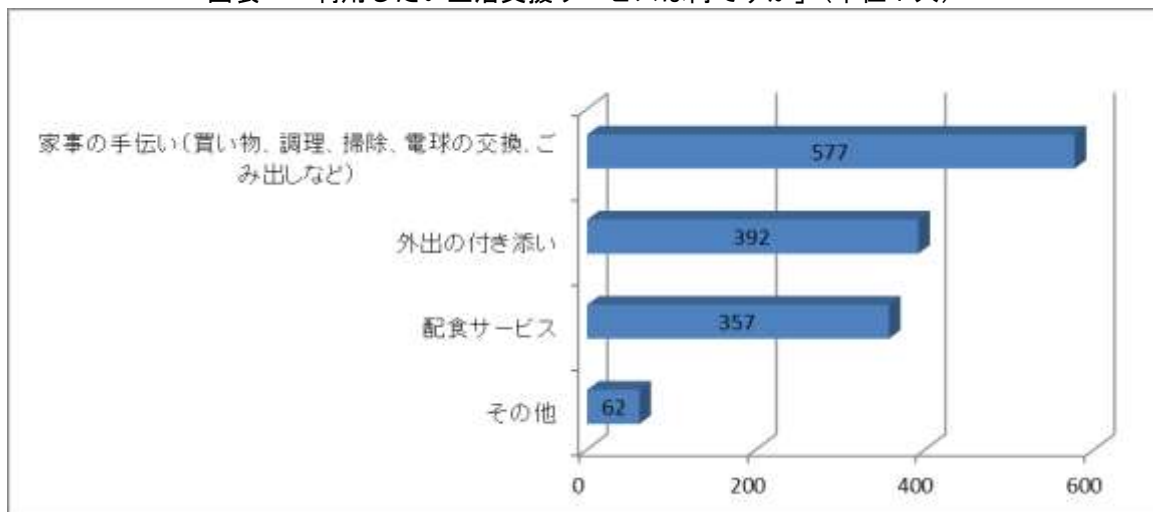
◆訪問介護や生活支援サービスを受けたい。

- ・要支援認定者のサービス利用意向では、訪問介護（ホームヘルプサービス）などのニーズが比較的高くなっています。また、介護保険外の生活支援サービスの利用についても一定のニーズが見られ、こうしたニーズをふまえた基盤整備が重要になってくるものと考えられます。

図表 「今後どのような介護サービスを受けたいですか」（単位：人）



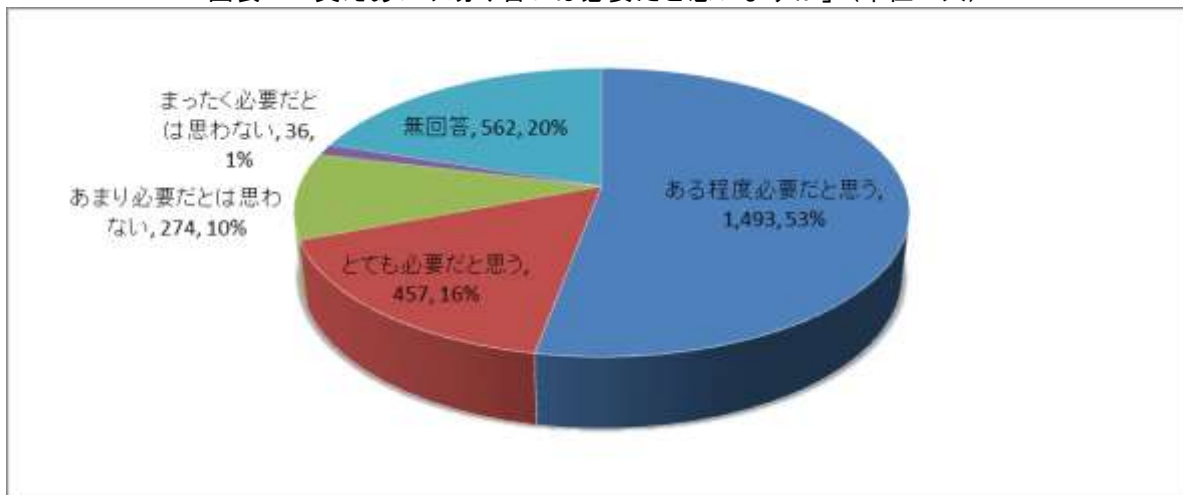
図表 「利用したい生活支援サービスは何ですか」（単位：人）



◆高齢者どうしても相互に助け合いたい。

- 一般の高齢者の意識として、住民相互の自主的な支えあいや助けあいの必要性を感じている人が7割を占めています。見守りや声かけ等をしたいという人が多いですが、日常生活の支援などに参加意向を持つ人も少なくないことから、支えあいの担い手となりうる人と支援を必要としている人とを結びつけるしくみが必要であると考えられます。

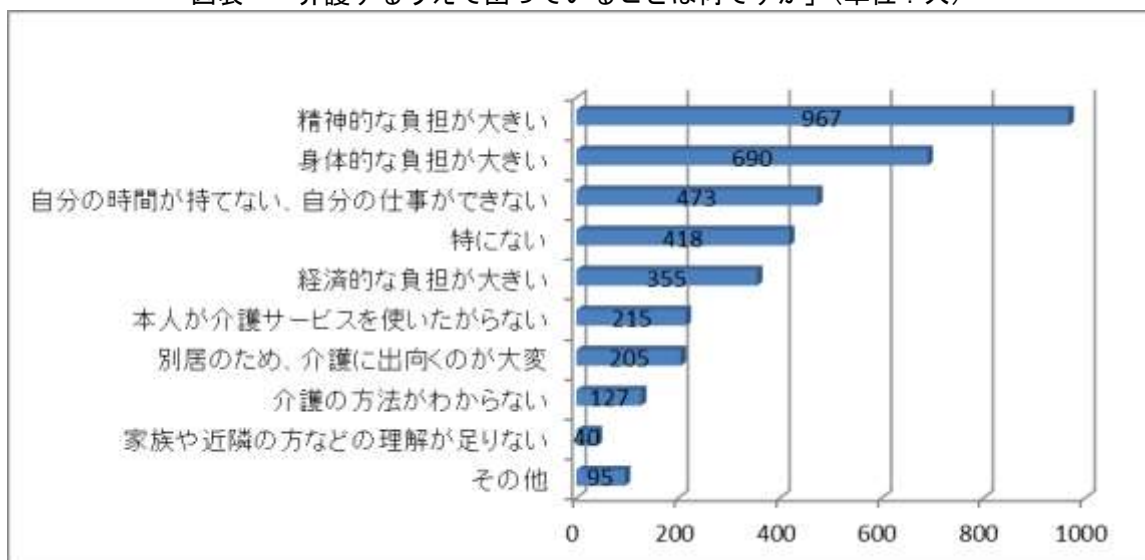
図表 「支えあいや助け合いは必要だと思いますか」(単位：人)



◆在宅で介護したいが精神的身体的負担が大きい。

- 介護者の半数以上が在宅での介護を希望している一方、介護で精神面、身体面の負担が大きいという人も少なくありません。特に認知症高齢者を介護している介護者が、在宅介護を維持していくためには、介護者の負担感の軽減が必要であることがうかがえ、介護者への支援や休息（レスパイト）の普及啓発が重要であると考えられます。

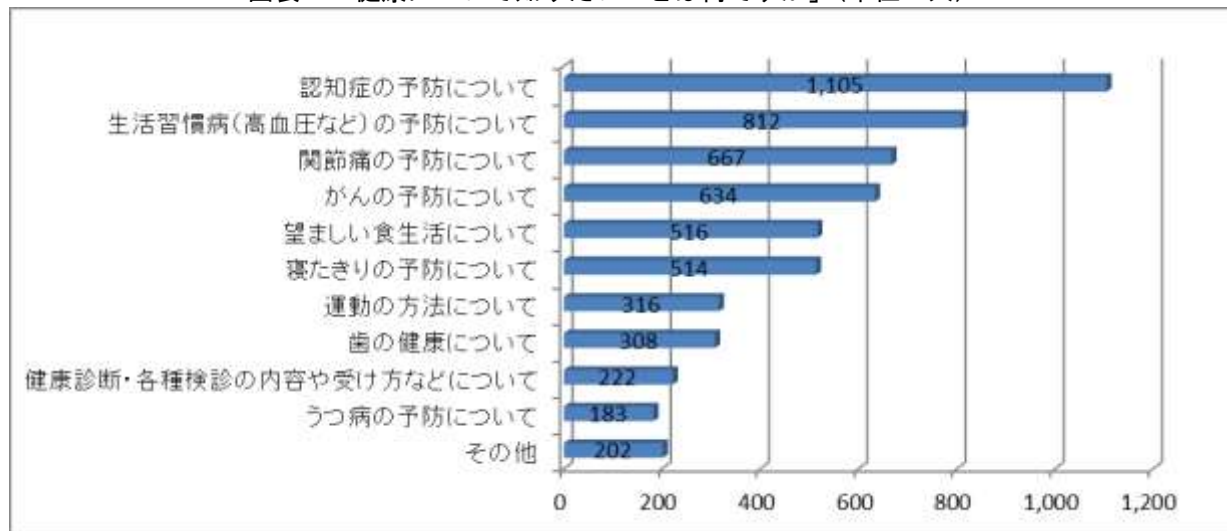
図表 「介護するうえで困っていることは何ですか」(単位：人)



◆認知症にならないかが気がり。

- ・今後、認知症高齢者が増加することが予測される中、認知症の予防などへの関心が高くなっています。一方、認知症に対する不安として、介護サービスや医療面での不安が多くあげられており、状況に応じた適切な医療や介護保険サービスなどの提供の流れ（認知症ケアパス）の整備、認知症に対する正しい理解のための普及啓発等が必要と考えられます。

図表 「健康について知りたいことは何ですか」（単位：人）



③高齢者に関する長期的展望

介護保険制度が開始された平成12年度以降、本市の高齢者、要支援・要介護認定者の状況を概観すると、以下のようになります。

第1期（平成12～14年度）では、本市の高齢化率はおおむね16%程度、要支援・要介護認定率は15%程度となっていました。その後、いずれも大きく上昇し、第5期（平成24～26年度）では、高齢化率は25%程度、要支援・要介護認定率は21%程度となっています。この期間に急速に高齢化が進み、また、高齢者の中で要支援・要介護認定を受ける人（支援や介護を必要とする人）の割合も高くなったことがわかります。この傾向は今後も続く見込まれ、高齢化率は平成32年頃にピークを迎え、その後は27～28%程度で推移すると想定されます。また、要支援・要介護認定率は上昇を続け、平成37年頃には30%程度に達すると想定されます。

図表 高齢者数、要支援・要介護認定者数の長期推移

	実績値←						→推計値		(人)
	第1期 (平成12～14)	第2期 (平成15～17)	第3期 (平成18～20)	第4期 (平成21～23)	第5期 (平成24～26)	第6期 (平成27～29)	平成32	平成37	
総人口	799,417	840,647	846,042	849,940	848,154	845,335	835,263	815,558	
高齢者数	124,603	148,147	172,056	188,403	212,845	226,025	230,214	222,411	
うち前期高齢者	78,458	91,035	104,413	108,355	120,974	123,615	111,885	85,794	
うち後期高齢者	46,145	57,112	67,643	80,048	91,871	102,410	118,329	136,617	
要支援・要介護認定者数	19,308	30,562	34,877	39,727	46,324	52,503	59,986	67,221	
うち第1号被保険者	18,499	29,249	33,567	38,464	45,244	51,407	58,885	66,113	
ひとり暮らし高齢者数	27,651	34,540	42,934	50,409	58,611				
高齢化率	15.6%	17.6%	20.3%	22.2%	25.1%	26.7%	27.6%	27.3%	
認定率(第1号被保険者)	14.8%	19.7%	19.5%	20.4%	21.3%	22.7%	25.6%	29.7%	

※第1期～第5期は、それぞれ期間中間年の年度末時点、第6期は平成28年9月末時点、平成32年、37年は9月末時点

資料：実績値は住民基本台帳、介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計

本市では、このように支援や介護を必要とする高齢者が増加していく中で、介護予防や介護サービスの充実に努めてきました。必要な人に必要なサービスが行きわたるよう、在宅サービスや施設サービス等の基盤整備を推進しました。

施設サービスについては、現状で待機者もいる状況ですが、要介護者の増加をふまえ、必要な人にサービスを提供できるように、介護保険料とのバランスも考えながら、計画的な整備を進めてきました。第1期の整備量と比較して、現在までに介護老人福祉施設、介護老人保健施設を合わせて約1,300床の整備を行っています。

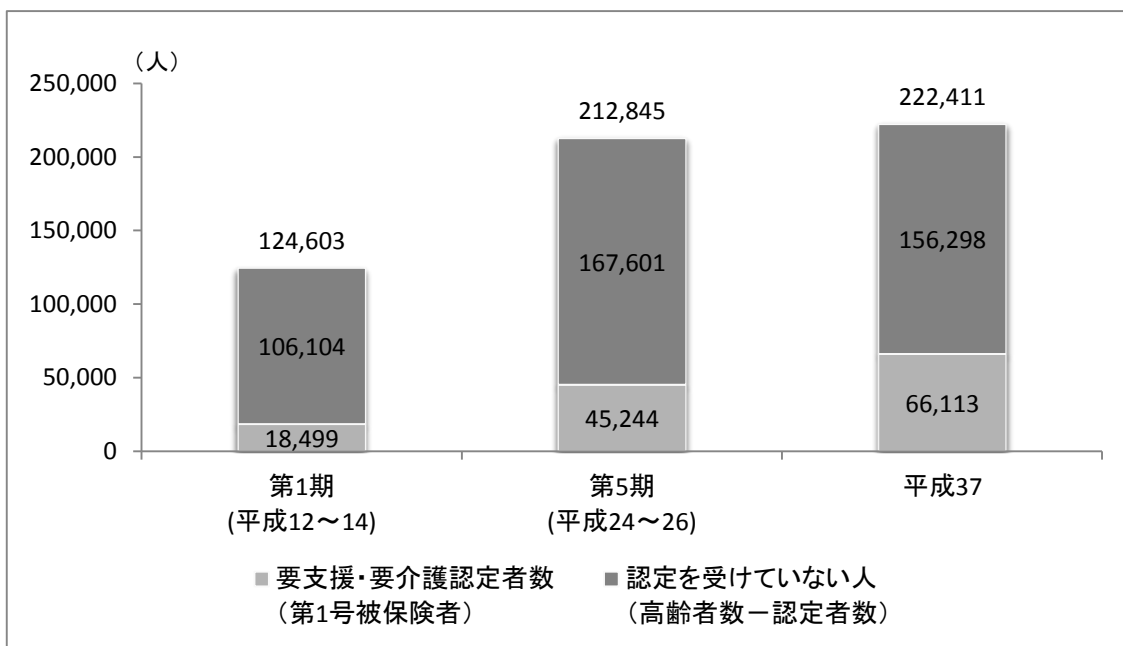
図表 施設サービスの整備状況推移

	(床)				
	第1期 (平成12～14)	第2期 (平成15～17)	第3期 (平成18～20)	第4期 (平成21～23)	第5期 (平成24～26)
介護老人福祉施設(地域密着型含む)	1,800	2,090	2,161	2,319	2,627
介護老人保健施設	1,290	1,490	1,490	1,664	1,744
合計	3,090	3,580	3,651	3,983	4,371

本市の今後の高齢者数の動向を詳しく見ると、これまでの推移とは大きく異なる形で動いていくことが見込まれます。第1期から、現在の第5期に至るほぼ12年間の動きを見ると、高齢者全体の人数は約9万人増加しています。そのうち、要支援・要介護認定者数は約3万人増加し、一方、認定を受けていない高齢者数は約6万人の増加となっています。すなわち、支援や介護を必要とする人は、この12年間で約3万人増えましたが、介護の必要のない、元気な高齢者もその倍の約6万人増えており、これらの人が制度を支え、介護サービスの基盤整備・供給量を増やしてきたことで、介護の必要な人の生活を維持してきたと言えます。

一方、第5期からほぼ12年後となる平成37年の状況を見ると、第5期と比べて、要支援・要介護認定者数は約2万人増加する半面、認定を受けていない高齢者数は約1万人の減少となります。すなわち、支援や介護を必要とする人は今後も増え続けるのに対し、高齢者全体の数はそれほど増えないため、元気な高齢者が減っていく状況となります。生産年齢人口が減少するなか、これまでのような在宅サービスの供給や施設サービスの整備といった方策のみで高齢者の生活を支援するという形態の維持は難しくなるものと考えられます。このような背景のもと、介護、医療等の専門的サービスも含めてさまざまな地域資源を組み合わせ、必要なサービスを適切に提供することで、高齢者の生活を身近な地域で切れ目なく一体的に支援する「地域包括ケアシステム」の構築が急務となります。

図表 高齢者数の増減



	第1期 (平成12~14)	第5期 (平成24~26)	平成37	第1期→ 第5期の増減	第5期→ 平成37の増減
高齢者数	124,603	212,845	222,411	88,242	9,566
要支援・要介護認定者数 (第1号被保険者)	18,499	45,244	66,113	26,745	20,869
認定を受けていない人 (高齢者数 - 認定者数)	106,104	167,601	156,298	61,497	-11,303

(5) 前計画の評価

前計画における施策の推進状況、課題、評価は次のとおりです。本計画では、前計画の推進における課題等をふまえながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な取組を進めていきます。

①老後の安心を支える

【地域包括ケアシステムの基盤整備】

前計画は、地域包括ケアシステムの考え方が示されたはじめての計画であり、施策体系においても、地域包括ケアシステムの基盤整備を大きな柱の1つに据えました。その中で、特に地域包括支援センターの機能強化や、地域ケア体制の充実などへの取組を進めてきました。具体的には、日常生活圏域に各1か所の地域包括支援センターを置き、また、各区に基幹型包括支援センターを配置する構成とし、ケアマネジメントにおいてきめ細かい対応ができるよう体制の整備を進めています。高齢化や家族形態の多様化が進み、地域における困難事例等も増えているため、地域包括支援センターについては、今後もさらなる専門性の向上と連携体制の充実を図り、地域包括ケアシステムのマネジメントにおける中核としての機能強化を図る必要があります。また、「堺あったかぬくもりプラン3」等における地域福祉活動とも連携し、地域包括ケアシステムの中で、高齢者本人や家族等を支える多様なサービス基盤を充実していくことが求められます。

【認知症対策の推進】

認知症高齢者の数が増加する中、本市では認知症高齢者の支援として、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターの養成、認知症地域支援推進員の配置など、さまざまな認知症対策を進めてきました。医療面では、認知症地域医療支援事業において、かかりつけ医の認知症診療スキル向上などに取り組み、認知症患者に対する診療体制の強化を進めています。今後も認知症高齢者の数は増加が続くものと想定され、地域包括ケアシステムの構築において、認知症対策は重要な取組となります。認知症高齢者の支援にはさまざまな専門職と地域との連携が不可欠であり、今後はネットワークの強化を通じてより効果的な支援をめざすとともに、認知症の早期発見・対応や市民啓発による認知症の理解の拡大などを進めていく必要があります。

【高齢者の権利擁護】

高齢者の権利擁護に関しては、権利擁護サポートセンターを設置し、権利擁護に関する専門的な支援基盤の強化を図るとともに、関係機関のネットワークの充実を進め、高齢者虐待への対応や、成年後見制度等の活用促進などに取り組んできました。今後も認知症高齢者の増加などを背景に、権利擁護の対象者は増加していくものと考えられ、基盤の一層の充実強化が必要です。

【高齢者の住まいの整備】

本市では、ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の整備や住宅改修等への支援などを通じて高齢者の住まいへの支援を行ってきました。

近年、市内でサービス付き高齢者向け住宅の登録数が増加しており、こうした動向にも注意していくことが必要になっています。また、立ち入り検査などを行い、登録内容のチェックなどを行った結果、一部に登録内容と実態に相違のある例などもあったことから、質の向上に向けての指導のあり方などを検討していくことも重要となります。

【介護サービスの質の向上と円滑な利用】

介護相談員の派遣や事業者への指導・助言、介護給付適正化事業などを通じて、介護サービスの質の向上や円滑な利用に向けての基盤づくりを進めてきました。今後も引き続きこうした取組を推進し、安心して介護サービスを利用できる環境をつくっていく必要があります。また、介護サービスの基盤として人材確保は最も重要な観点であり、介護人材確保・育成支援事業などを展開してきましたが、依然として人材不足となっている事業所も少なくないことから、人材確保や介護職の定着・スキルアップ等に向けた取組の一層の充実が必要です。

②すこやかに暮らす

【健康づくりの支援】

本市では、健康増進計画である「健康さかい 21」などを通じて、市民の健康づくり・健康寿命の延伸に取り組んでおり、前計画においてもこれらの計画と連携し、高齢者の健康づくりや地域での健康づくりの実践の促進などを進めてきました。新たな計画として「健康さかい 21 第 2 次」計画が策定されたことから、新計画をふまえた高齢者の健康づくりに取り組んでいくことが求められています。

【介護予防の充実】

介護予防として、本市では、介護予防教室や自主活動グループの育成など、地域での介護予防活動の促進を図るとともに、要支援者や特定高齢者などの介護予防対象者へのサービス提供などを進めてきました。地域包括ケアシステムにおいて介護予防は重要な観点であり、また、介護予防サービスの一部が地域支援事業に移行するなどの制度改正の動向もふまえ、介護予防については、その事業体系や提供方法なども含めて改めて検討することが必要となっています。現状では利用者の少ない事業などもあり、効果を検証しつつ、事業のあり方を考えていくことが求められています。

③いきいき暮らす

【高齢者の社会参加と生きがいの支援】

高齢者の社会参加と生きがいを支援するために、本市では、情報提供やきっかけづくり、生涯学習や地域活動の促進、就労支援、学習成果を地域で活かすための場づくりなど、さまざまな事業を展開してきました。今後も高齢者数が増加する中で、元気な高齢者も増え

ていくことから、社会参加や生きがいづくりへのニーズは高まっていくものと考えられ、一層の取組の充実が求められます。また、社会参加等へのニーズが多様化・複雑化する一方で、社会の担い手としての高齢者の役割も大きくなっており、高齢者自身と社会の要請の双方にかなう支援のあり方を検討していくことが重要となります。

【高齢者にやさしいまちづくり】

高齢者にやさしいまちづくりとして、都市環境のバリアフリー化を推進するとともに、防災体制の充実等に取り組んできました。都市環境については引き続き計画的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があります。防災については、「堺市地域防災計画」や「災害時要援護者避難支援ガイドライン」などに基づき、高齢者の安全確保を図っていく必要があります。

2. 基本理念と計画目標

(1) 基本理念

高齢者人口が増加を続ける中、本計画は、団塊の世代の方が75歳を迎える平成37年(2025年)を展望しつつ、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活を継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた道筋を示す計画となります。

地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくものです。

心身ともに健康な状態を保ちながら、尊厳を持って自立した生活を送り、可能な限り住み慣れた堺市で自分らしく暮らし続けることが、市民の望む姿であると考えます。

このため、必要なときに必要なサービスを提供できるような体制づくりや、介護予防及び日常生活の支援を行うための体制づくりを進めることが、市の責務であると考えます。

このような考えから、高齢者ができるだけすこやかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも自分らしさを失わず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、

「安心で すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺」

を基本理念として、計画の実現に取り組みます。

高齢者が自らの意思を尊重され、自分らしい生活を送ることができ、また、地域社会の担い手として社会から必要とされ、生活に何らかの助けが必要になったときは適切な支援が得られる社会、これが、高齢者が自立と尊厳を持って暮らすことのできる「安心で すこやかに いきいきと暮らせるまち」です。

要介護認定者の増加や認知症高齢者、独居世帯、高齢者のみの世帯の増加などにより、これからは、公的な福祉サービスだけでは支援の必要な高齢者を支えることは難しくなります。そのため、地域包括ケアシステムを中核に、「自助・互助・共助・公助」によりさまざまな主体が力を合わせ、支え合う社会をつくっていくことが重要になります。高齢者自身も含め、多様な主体が参画し、高齢者の生活をさまざまな形で支える地域づくりが目標となります。

【「自助・互助・共助・公助」の考え方について】

本計画における「自助・互助・共助・公助」についての考え方を示します。これらの視点をふまえ、さまざまな主体が力を合わせ、支え合う社会をつくっていくことが、地域包括ケアシステムの構築につながっていくものと考えています。

自助	「自らを助ける」という意味で、自分らしい生活を続けていくために、自ら努力していくことを表します。健康づくりや介護予防などに自ら取り組むこと、生きがいを持って毎日をいきいきと過ごすこと、収入など生活の糧を自ら確保すること、将来の生活を考えて前もって備えをしておくことなど、自分のできる範囲で、自ら取り組むことが「自助」となります。
互助	「お互いに助け合う」という意味で、自助だけでは難しいことを、お互いに助け合うことで補完していくことを表します。地域住民の見守りや助け合い、ちょっとした手伝いやボランティアなど、「困ったときはお互い様」の精神で助け合うことが「互助」となります。また、専門職などのサービス提供主体の立場からは、いわゆる「顔の見える関係」で、お互いに情報交換をしたり、助け合ったりすることも「互助」に含みます。
共助	「共に助け合う」という意味で、互助と意味が似ていますが、助け合いのしくみが組織化・制度化され、より幅広くなったものを表します。地域の助け合い活動などについても、例えばNPOなどの組織化や、登録制度等を導入するなど、より安定的・包括的に運営やサービス提供できるようにしていくことなどが「共助」となります。また、専門職などのサービス提供主体の立場からは、多職種連携のためのネットワーク組織をつくったり、連携のための制度を整えたりすることも「共助」に含みます。
公助	「公が助ける」という意味で、公共的な制度・事業を通じて生活支援などを行っていくことを表します。「自助・互助・共助」では支えきれない部分を補完するものが「公助」となります。

(2) 計画目標

地域包括ケアシステムの仕組みづくりを進め、高齢者が安心してすこやかに、いきいきと暮らすことができる社会を形成するために、計画の取組を推進します。そのためには行政はもとより、住民、地域、関係機関、各種団体、事業者など多様な主体が、自助・互助・共助・公助の考え方のもと、互いに協働して計画を推進していくことが必要です。基本理念に基づき、以下の3つの視点を計画の目標として取り組みます。

○生活の安心を支える

高齢者が介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができるよう、また、家族が過重な介護負担を強いられることのないよう、地域で高齢者の生活の安心を支える地域包括ケアシステムの構築をめざします。

生活の安心を支えていくためには、地域において、医療、介護、生活支援など、高齢者が必要とするサービスが適切に提供されることが重要となります。介護サービスの基盤整備や質の向上などに引き続き取り組むとともに、生活支援の多様な基盤づくり、医療・介護の連携や在宅医療体制の充実など、高齢者の生活の安心を支えるうえで特に重要と考えられるものを重点的な取組として推進していきます。このため、認知症対策の一層の充実にも取り組んでいきます。

○すこやかに暮らす

高齢期を迎えてもできる限り要介護状態になることなく、健康で長生きをする「健康長寿」をめざし、高齢者一人ひとりが健康づくりや介護予防などに主体的に取り組むことができるよう支援を一層推進します。

高齢期のすこやかな暮らしの継続には、介護予防と健康づくりの取組が重要であり、地域包括ケアシステム構築の観点からも重点的に取り組む必要があります。今期より、介護予防給付として提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護が市町村の地域支援事業に移行するなど、介護予防サービスの提供体制が大きく変わることもあり、改めて介護予防の提供体制について見直しを行い、地域で高齢者が適切に介護予防に取り組むことのできるしくみづくりを進めていきます。また、介護予防とともに、高齢者の健康づくりについても一層の取組を進め、生活習慣病の予防や日常の健康管理などに力点を置いた健康づくりの支援を進めていきます。

○いきいき暮らす

高齢者自身が、長年にわたって培ってきた知識、経験、技術などの自らの能力を活かし、高齢期の生きがいの糧とするとともに、主体的かつ積極的に社会参加ができるように、高齢者の生きがいづくりや生涯学習、就業・就労、地域での支え合い活動やNPO活動、ボランティア活動などの支援、環境づくりを一層推進します。

高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、心身の健康や、社会とのつながりなどが重要となります。また、今後、社会における高齢者の数はさらに増加し、社会の支え手としての役割も高まってくることから、高齢者が元気であることは、社会が元気であることにもつながります。高齢者がこれからの生き方を考える機会づくりや、生きがいを持って社会の担い手として活躍できるしくみづくりなどを重点的な取組として推進していきます。

(3) 施策体系

計画の目標をふまえ、本市における高齢者施策を総合的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を展開するために、本計画では以下の体系に沿って取組を進めるものとします。

【基本理念】

安心して
すこやかに
いきいきと暮らせるまち
堺

【計画目標】

生活の安心を
支える

すこやかに
暮らす

いきいき
暮らす

地域包括ケアシステムの構築

在宅ケアの
充実

認知症支援
の充実

高齢者が安心
して暮らせる
住まい

介護サービス
等の基盤整備

介護予防の
推進

健康の保持・
増進

高齢者の社会
参加と生きがい
づくりの支援

- ① 医療・介護の連携強化
- ② 地域包括支援センターの運営
- ③ 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実
- ④ 市民への情報提供の充実や意識の啓発

- 高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療・介護の連携に向けた取組を推進する。在宅医療に関わる医療従事者の確保や質の向上を図ることで、切れ目のない医療提供体制を進めていく。
- 在宅医療や介護について市民に分かりやすい情報の提供や広報、市民の意識啓発を進める。

- ① 認知症に関する普及啓発の推進
- ② 認知症への適切な対応
- ③ 認知症家族等への支援や居場所づくり
- ④ 権利擁護支援の充実

- 認知症サポーターなどの養成や啓発パンフレットの作成・配布等を通じ、認知症に対する正しい理解を深める。
- 認知症ケアパスの作成・普及や認知症初期集中支援チームを設置するとともに、認知症に対応する医療介護従事者等の人材の育成を進める。

- ① 住宅改修等の推進
- ② サービス付き高齢者向け住宅等の質の確保に向けた取組の推進
- ③ バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進
- ④ 災害等緊急時に備えた支援の充実

- 高齢者の身体状況等に合わせた住まいを選ぶことができるよう、冊子の作成など、普及・啓発を進める。
- サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへの立入検査を強化するなど、サービスの質を確保するための取組を進める。

- ① 介護給付適正化事業の推進
- ② 介護サービスの質の向上
- ③ 介護人材の確保・育成
- ④ 介護保険施設の適正な整備
- ⑤ 費用負担への配慮

- 介護業界への入職者の拡大と定着・育成に向けて、介護事業者の自律的な環境改善のための取組を促進し、介護業界全体の魅力向上を図る。
- サービス提供責任者研修、居宅介護支援事業者研修等を実施し、事業者職員の技術向上をめざすとともに、事業者に対し的確な情報提供を行う。

- ① 介護予防事業の再編と普及啓発
- ② リハビリテーション専門職を活かした取組の推進
- ③ 新しい総合事業の実施

- 心身機能の改善や社会参加の促進など、リハビリ専門職を活かした取組を推進する。
- ボランティアやNPO、民間企業など多様なサービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、サービス資源の開発やネットワーク構築を進める。

- ① 地域に根ざした健康づくり
- ② 生活習慣病などの疾病の重症化予防

- 住み慣れた地域で、仲間とともに健康づくりに取り組めるよう、自主活動グループの育成やリーダーを養成する。
- 高齢者が、「自分の健康は自分で守る」意識を持ち、かかりつけ医を持ち、定期的に受診することや健（検）診を定期的に受けることが定着するように、その周知に努める。

- ① 情報提供ときっかけづくり
- ② 担い手の育成
- ③ 社会参加の機会の提供
- ④ 家族介護者等への支援の充実

- 高齢者の豊かな知識や経験を地域活動に活かすため、高齢者への学び直しの機会の提供や活躍の場の開拓を行う。
- 市民主体の介護者を支える活動や交流の場の創出をめざすとともに、仕事と介護を両立できる職場環境づくりや介護への備えを促進する。

3. 施策の展開

(1) 在宅ケアの充実

高齢者ができる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができるためには、高齢者の状況に応じて、医療、介護、生活支援等のサービスを適切に組み合わせる体制づくりが必要です。このため医療・介護の連携強化や地域包括支援センターの機能の充実など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。

平成37年（2025年）に向けて

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を推進していきます。

地域包括ケアシステムの構築にあたり、特に重要と考えられる医療・介護連携については、今後の支援の必要な高齢者の増加をふまえ、本計画期間で連携体制等についての基盤強化を進め、必要なときに適切な医療・介護サービスを利用しながら生活できるようにしていきます。また、そのためには地域における在宅医療の体制充実が必要となることから、連携体制とともに在宅医療の基盤強化等を進め、高齢者自らが望む在宅生活を送ることができるようにしていきます。

①医療・介護の連携強化

介護の必要な高齢者の在宅での生活を支えていくためには、医療と介護が連携して高齢者を支援していく体制づくりが必要となります。今後、在宅で医療的ケアを必要とする高齢者が増加することをふまえ、医師会・歯科医師会・薬剤師会、介護支援専門員協会等との協力体制を構築するなど、医療と介護の連携を進めていきます。

医療サービスについては、「大阪府保健医療計画」等をふまえ、関係機関が連携し、在宅医療を中心とした地域医療体制の充実を推進します。

住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスが途切れることなく統合的に提供され、人生の最期を望む場所で迎えることができる医療と介護の連携体制の一層の強化に取り組みます。

【事業展開】

在宅医療・介護連携のネットワークの推進			
			新規
事業内容	在宅医療と介護の連携を推進するため、関係機関で構成される堺市在宅医療介護連携推進懇話会を設置し、本市における医療・介護の連携状況や課題の整理を行い、地域連携クリニカルパスをはじめとした病院間の連携や病院・診療所間の連携、退院・在宅復帰時などにおける切れ目のないサービス提供体制の整備などの取組を検討します。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	—	—	—

②地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、保健・医療・福祉をはじめ、地域のさまざまなサービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう支援する機関で、地域包括ケアシステムを実現するうえで中心的役割を果たします。

本市では日常生活圏域に各1か所、計21か所の地域包括支援センターを、各区には基幹型包括支援センターを設置しています。

【事業展開】

総合相談支援			
事業内容	高齢者やその家族、地域住民や関係機関からの相談に対して、状況把握のうえ、どのような支援が必要かを判断し、介護保険等の公的サービスや地域における適切なサービスに繋げるなどの総合的な支援を行います。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	高齢者総合相談	84,436件	支援が必要な高齢者の早期発見・早期支援につなげるよう、地域団体などとのネットワークを充実させ、支援に努める。
	ネットワーク会議	2,842回	

権利擁護			
事業内容	高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、成年後見制度の利用促進や利用支援など、高齢者が地域で安心して尊厳のある生活ができるよう支援します。また、高齢者虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待に係る啓発活動、関係機関とのネットワークの構築に取り組みます。		
現状・目標	現状	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	地域包括支援センターにおける高齢者虐待対応件数	223件	高齢者虐待の予防・早期発見につながる啓発をすすめ、高齢者虐待防止を図る。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

事業内容	高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントが包括的・継続的に実施されるよう、ケアマネジャーの日常的な業務支援を行います。また、医療機関を含む関係機関やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケア体制の構築などを行います。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	ケアマネジャー連絡会	214回	個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくため、地域における連携・協働の体制づくりに努める。
	学習会・研修会・相談会	235回	
	医療との関係強化の取組	164回	

介護予防ケアマネジメント

事業内容	要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者（特定高齢者）や、介護保険で「要支援1・要支援2」の認定を受けた高齢者が、要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じた目標やそれを達成するために必要なサービスを設定したケアプランを作成します。			
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標	
	予防給付 ケアマネジメント 業務	予防給付プラン作成 (包括プラン新規)	707件	高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、適切なケアプランを作成し、心身状態の維持・改善を図る。
		予防給付プラン作成 (包括プラン継続)	23,858件	
		予防給付プラン作成 (委託プラン新規)	3,728件	
		予防給付プラン作成 (委託プラン継続)	73,787件	
	介護予防 ケアマネジメント 業務	特定高齢者プラン 作成	211件	

地域ケア会議の実施

新規

事業内容	住み慣れた地域において高齢者が安心して生活できるよう、多職種で連携を図り、高齢者支援を進めるための協議を行い、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を進めます。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	関係機関での取組	—	高齢者個人に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を検討する場を作るように努める。

③在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実

地域包括ケアシステムにおいては、従来の介護サービス等に加え、さまざまな生活支援サービスが地域できめ細かく展開されることが重要となります。介護給付以外の生活支援サービス、地域における見守りや互助活動など、在宅生活の支援の充実を進めます。

地域における取組にあたっては、「堺あったかぬくもりプラン 3」などにおける地域福祉の取組等とも連携し、基盤づくりを進めるとともに、地域住民への普及啓発、活動の組織化支援や専門性の向上支援などを進めます。

【事業展開】

「地域福祉ねっとワーカー」（コミュニティソーシャルワーカー）の配置			
事業内容	地域福祉を進めるうえでキーパーソンとなる「地域福祉ねっとワーカー」（社会福祉士の資格を持つ専門職）を配置しています。		
	「地域福祉ねっとワーカー」は、生活課題を抱える人への個別支援に当たるとともに、地域の活動を活性化するなど地域の「力」を高める支援を行い、既存の福祉関係者会議への参加や、分野やエリアをつなぐネットワークを構築していくことを通じて、必要なものについては、事業化、施策化を図ることをめざして活動を行っています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	個別支援ケース	785件	800件
	うち実件数	379件	400件

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援				
事業内容	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている個別援助活動、グループ援助活動、校区ボランティアビューロー、お元気ですか訪問活動などの地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。			
	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標	
現状・目標	校区福祉委員会数	93委員会	93委員会	
	小地域ネットワーク活動指定校区数	93校区	93校区	
	個別援助活動	見守り声かけ訪問	93校区	93校区
		家事援助	22校区	22校区
		介護援助	6校区	6校区
		外出支援	21校区	21校区
		配食活動	8校区	8校区
	グループ援助活動	いきいきサロン	92校区	92校区
		ふれあい食事会	84校区	84校区
		地域リハビリ	57校区	57校区
		世代間交流	90校区	90校区
		子育て支援	88校区	88校区
	校区福祉委員会活動	ふれあい喫茶	77校区	77校区
		広報活動（新聞発行等）	79校区	79校区
	校区ボランティアビューロー	研修・学習活動	80校区	80校区
お元気ですか訪問活動		71校区	89校区	

④市民への情報提供の充実や意識の啓発

在宅を療養の場として選択するニーズが高まるなかで、在宅医療や終末期などについての正しい情報を市民に周知していくことが重要になっています。関係機関が連携し、在宅医療や介護、終末期対応等について、市民にわかりやすい情報の提供や広報を進めます。

また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増える中、本人や家族が在宅生活続けることについて心構えを持つことが重要であることから、市民の意識啓発を進めます。

【事業展開】

在宅生活に対する意識啓発		新規	
事業内容	高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで在宅生活を続けていくためには、かかりつけ医等との信頼関係をつくっておくことが必要であるなど、在宅生活を続けることへの心構えを持ってもらえるよう、市民への意識啓発を進めます。また、高齢者の身近な相談窓口として、地域包括支援センターの周知を行います。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年12月) (堺市高齢者等実態調査)	計画期間中の目標
	かかりつけ医がいる	82.8%	85%
	かかりつけ歯科医師がいる	54.3%	70%
	かかりつけ薬局がある	22.3%	50%
	地域包括支援センターの認知度(知っている)	11.7%	40%

(2) 認知症支援の充実

高齢者の増加に伴い、認知症の方の数は、今後更に増加していくものと考えられます。地域包括ケアシステムの構築において、認知症対策は重要な取組となります。

認知症の方が、尊厳を保ち、安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療や介護などの専門的な支援とともに、認知症の適切な対応、早期診断・早期対応を行うための体制の整備、認知症地域支援推進員を活用した認知症の方や家族への支援、地域における認知症への理解と支援などが必要となります。そのため従来の取組を一層推進するとともに、新たに認知症ケアパスの作成・普及や認知症初期集中支援チームの設置に取り組みます。

平成37年(2025年)に向けて

標準的な認知症ケアパスの作成・普及、早期診断・早期対応の体制の確立、円滑な医療・介護サービス提供体制の構築、医療・介護サービスを担う人材の育成、家族への支援の強化等により、認知症になっても本人・家族が地域で安心して生活できる基盤をつくっていきます。

①認知症に関する普及啓発の推進

認知症に関する正しい知識の啓発を進め、認知症になっても地域で安心して暮らすことができるまちづくりのため、認知症に関する正しい情報の提供や、認知症サポーター、認知症キャラバン・メイトの一層の拡充等を進めます。

【事業展開】

認知症サポーター・認知症キャラバン・メイトの養成			
事業内容	認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する『認知症サポーター養成講座』や、当講座の講師役（キャラバン・メイト）を養成する『認知症キャラバン・メイト養成講座』を開催しています。 日常生活の中で認知症高齢者に出会ったときに、その高齢者の尊厳を損なうことなく適切に対応することができる人（認知症サポーター）を増やすことや、認知症に関する知識を広めるなどにより、認知症高齢者やその家族を温かく見守ります。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	認知症キャラバン・メイト養成講座開催回数	1回 (平成25年度)	認知症サポーター養成の目標が達成できるよう、引き続きキャラバン・メイトの養成を行う。
	認知症キャラバン・メイト数	409人 (平成26年3月末)	
認知症サポーター数	21,733人 (平成26年3月末)	42,000人 (平成29年度末)	

②認知症への適切な対応

医療、介護、福祉、地域などの関係機関が連携してネットワークを構築するとともに、認知症ケアパスを作成しその普及を進めるなどにより、ケースに応じたきめ細かい支援を提供できる体制を整備します。また、認知症の早期診断・早期対応においては、特に初期対応が重要であることから、認知症初期集中支援チームの設置を進めます。

また、かかりつけ医や一般病院に勤務する医療従事者等の、認知症への対応力の向上をめざす研修を充実するとともに、かかりつけ医が堺市認知症疾患医療センターなど認知症専門医療機関と連携して認知症への対応を行う体制づくりなどを進めます。事業所や介護従事者に対しては、認知症に関する情報提供や、研修の実施などを通じて対応力の強化を図り、認知症ケアの一層の向上に取り組みます。

【事業展開】

認知症ケアパスの作成・普及		新規
事業内容	認知症による生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを示す認知症ケアパスを作成し、普及します。	
現状・目標	項目	現状 (平成25年12月)
	認知症ケアパスの周知	—
		計画期間中の目標
		認知症について標準的に利用できるサービスの流れがわかるよう周知に努める。

認知症初期集中支援チームの設置 新規

事業内容	認知症は早期診断・早期対応が重要であることから、医療や介護の専門職で構成される認知症初期集中支援チームは、鑑別診断や適切なサービスにつながっていない認知症の方やその家族、かかりつけ医等に対して後方支援を行います。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	対応件数	—	50件 (平成29年度)

認知症疾患医療センターの設置

事業内容	認知症疾患医療センターは、認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との連携、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、及び介護サービスとの連携等を行っています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度末時点)	計画期間中の目標
	認知症疾患医療センター数	2か所	2か所 (平成29年度末)

認知症地域支援推進員の設置

事業内容	認知症の医療や介護における専門的知識を有する認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るとともに、認知症の方やその家族に対する相談・支援を行い、地域における支援体制の強化を図ります。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	認知症地域支援推進員配置数	2人	2人

認知症支援に携わる人材の育成

事業内容	研修機会の提供などにより、認知症支援に関わる医療・介護従事者等の認知症への対応力や専門性の向上を図ります。また、多職種協働の研修により、医療職と介護職の相互理解を進め、認知症ケアの向上に取り組みます。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	認知症サポート医養成数	25人 (平成25年度末時点)	32人 (平成29年度末)
	かかりつけ医認知症対応力向上研修参加人数	市内開業医 35人 修了証 32人 (平成25年度)	50人 (平成29年度)
	病院勤務の医療従事者向けの認知症対応力向上研修	受講者数 37人 (平成26年3月末時点)	各病院において、認知症への対応力の向上に関する取組が実施されている。
	認知症介護実践者研修(実践者研修)修了者数	914人 (平成25年度末)	1,450人 (平成29年度末)
	認知症介護実践者研修(実践リーダー研修)修了者数	196人 (平成25年度末)	350人 (平成29年度末)
	認知症介護指導者養成研修修了者数	13人 (平成25年度末)	20人 (平成29年度末)
	認知症介護指導者フォローアップ研修修了者数	9人 (平成25年度末)	15人 (平成29年度末)
	ライフサポート研修開催回数	—	各区で実施する。

③認知症家族等への支援や居場所づくり

認知症の方を介護する家族等には、大きな負担のかかることが多いため、できるだけ介護負担を軽減し、安心して介護することができるように支援を充実します。認知症による徘徊について、地域の支援ネットワークを通じた徘徊対応(堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業)の一層の充実などに取り組みます。

また、認知症家族介護者交流会(家族介護者教室)等への支援を引き続き進めるとともに、地域において、認知症の方とその家族、地域住民等、誰もが自由に参加でき、相互交流や居場所づくり、認知症についての市民の理解を深める取組を推進していきます。

【事業展開】

さかい見守りメール(堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業)の充実

事業内容	徘徊のおそれのある認知症の高齢者等の事前登録を行い、徘徊時には身体的特徴や服装等の情報を協力者に電子メール又はFAXで一斉送信し、保健、医療、福祉、介護等の事業者や地域住民の協力を得て早期発見する取組を行っています。徘徊するおそれがあるなど支援が必要な高齢者を地域で見守っていく環境づくりを行います。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	事前登録者数	74人 (平成26年10月末時点)	200人

認知症家族等への支援や居場所づくりの普及促進

事業内容	家族の介護の負担の軽減を図ることや、地域の実情に応じて、認知症の人と、その家族、地域住民、専門職種等の誰もが参加でき集える「さかいオレンジカフェ（認知症カフェ）」が増えるよう、関係機関を支援し、その情報を広く周知します。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	さかいオレンジカフェ数	1か所	地域での自主的な開催が広がるよう支援する。

④権利擁護支援の充実

今後、認知症高齢者をはじめ、権利擁護が必要となる高齢者はさらに増えていくものと考えられます。人権尊重や権利擁護に関する普及啓発を一層進めるとともに、地域包括支援センター等を中核とした高齢者虐待防止ネットワークの取組を通じ、高齢者虐待の早期発見・対応に努めます。また、権利擁護サポートセンターにおいて、市民の参画による権利擁護と地域福祉の担い手である市民後見人の養成と活動支援を行い、成年後見制度の利用促進を図っていくなど、高齢者の権利擁護のための支援を推進します。

【事業展開】

権利擁護サポートセンターの運営

事業内容	権利擁護サポートセンターでは、高齢者及び障害者の相談機関に対して、権利侵害、財産管理、成年後見などに関する法律的な問題に対して、法律職と福祉職による専門的な相談と支援を行います。 また、市民後見人の養成と活動支援を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	市民後見人バンク登録者数	30人	100人

成年後見制度利用支援事業

事業内容	認知症など判断能力が不十分で、身寄りがないなど、親族による申立てができない状況にある高齢者に対して、本人に代わって市長が成年後見の申立てを行うに当たり、費用などの負担ができない場合に、申立事務に係る経費及び後見人への報酬を支給しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	市長申立件数	28件	50件
	利用支援給付件数	9件	15件

堺市日常生活自立支援事業の活用

事業内容	社会福祉協議会では、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下してきている高齢者などの権利を守るため、堺市日常生活自立支援事業を実施しています。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	利用申込受付件数	83件 (平成25年度)	必要な方に適切にサービスを利用いただける状況
	契約件数	218件 (平成26年3月末時点)	
	定期訪問回数	3,700件 (平成25年度)	

(3) 高齢者が安心して暮らせる住まい

高齢者の暮らしの安全・安心を確保するうえで、「住まい」の観点は重要であり、地域包括ケアシステムの推進にあたっては、基盤になるものとして位置づけられています。今後、ひとり暮らし高齢者や重度の要介護者が増加していく中で、身体状況などの変化に応じた、適切な居住環境の多面的な確保を促進します。特に、サービス付き高齢者向け住宅などの供給が増加していることから、多様な「住まい」の形態における質の維持・向上に向けた取組に努めます。

高齢者が安全・安心に生活するためには、防災・減災の観点も重要であることから、災害時の要援護者への支援等についても充実を進めます。

また、本市においては、堺市住生活基本計画『さかい 魅力・安心 住まいプラン』を策定しており、高齢者を含めた住まいづくりを展開していることから、この計画や住宅部局とも連携し、高齢者の安全・安心な住まいの整備を進めます。

平成37年（2025年）に向けて

サービス付き高齢者向け住宅等の普及をふまえ、高齢者が安心して入居・生活できる環境整備を進め、介護の必要な状態になっても地域の中で適切な住まいを選んで生活できるように支援していきます。

①住宅改修等の推進

高齢者が住み慣れた自宅で安心して快適な生活を送ることができるように、高齢者の身体状況等の変化に応じた適切な住宅改修等への支援を行います。

また、独居世帯、高齢者のみの世帯が増加することから、緊急通報システムの周知・拡充を図るとともに、高齢者宅への防火訪問により、定期的に火災予防の働きかけを行い、ソフト・ハードの両面から、住み慣れた住まいで安心して暮らせるための事業を引き続き進めていきます。

【事業展開】

高齢者住宅改修費助成事業			
事業内容	在宅の高齢者が住み慣れた地域で自立し、又は介護を受けて、安心して生活することができるよう日常生活の基礎となる住宅の改善を促進し、介護予防及び生活の利便性の向上を図るために、自立者に対しては介護保険と同じ内容の工事を20万円を限度に、要介護者などに対しては介護保険対象外の工事を30万円を限度に助成しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	助成件数	186件	必要な方に適切にサービスを利用いただけるよう周知を図る。

住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成助成）			
事業内容	介護保険における住宅改修費の支給は、担当のケアマネジャーが作成する住宅改修理由書などにおいて住宅改修の必要性が認められた被保険者に対し行われます。ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない要介護（要支援）者の場合、専門的見地からの住宅改修の理由書の作成が別途必要となるため、住宅改修理由書作成が円滑に行われるように、作成を担当した専門家に対し理由書作成手数料を支給しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	支給件数	430件	必要な方に適切にサービスを利用いただけるよう周知を図る。

緊急通報システムの周知・拡充			
事業内容	急病、事故などの緊急事態が発生した高齢者に対し、迅速かつ適切に対応するため、高齢者宅に消防本部や委託先業者に通報できる緊急通報装置を設置しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度末時点)	計画期間中の目標
	設置台数	5,211台	必要な方に適切にサービスを利用いただけるよう周知を図る。

高齢者宅への防火訪問による防火指導の実施			
事業内容	住宅火災から高齢者を守るため、高齢者が居住する世帯に防火訪問を実施し、防火診断や防火指導を行っています。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	訪問世帯数 (75歳以上の高齢者のみ世帯)	14,523件 (平成25年度)	全訪問対象者への実施 (毎年約1,000件増加)

②サービス付き高齢者向け住宅等の質の確保に向けた取組の推進

サービス付き高齢者向け住宅等の建設・供給が増加する中で、高齢者の安全・安心な住まいとしていくために、住まい選びの際の留意点などの普及・啓発を進めます。

また、これらの高齢者向け住宅の質の確保を図るため、定期的な検査の実施など、効果的な手法により、取組の充実を進めます。

【事業展開】

サービス付き高齢者向け住宅事業の的確な運用			
事業内容	バリアフリー構造などを有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録簿を住宅まちづくり課、高齢施策推進課などに備え付け、情報提供を行っています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度末時点)	計画期間中の目標
	登録物件数	44件	住宅の供給動向を注視しながら、関係部局間で情報を共有し、登録制度の的確な運用に努め、高齢者の居住の安定確保を図る。
登録戸数	1,758戸		

サービス付き高齢者向け住宅等への立ち入り検査の実施			
事業内容	高齢者向け住宅の質の確保を図るため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対して立ち入り検査を行っています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	立ち入り検査件数 (有料老人ホーム)	25施設	定期的な検査の実施など、効果的な手法により、取組の充実を進める。
立ち入り検査件数 (サービス付き高齢者向け住宅)	29施設		

③バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進

高齢者が社会参加などを通じていきいき暮らしていくためには、活動しやすい、安心して外出できる都市環境が重要であり、「堺市バリアフリー基本構想」等に基づき、高齢者が外出しやすい都市環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及促進に引き続き取り組みます。特に、老朽化した市営住宅の建替えなどにおいては、「堺市営住宅長寿命化計画」に基づき、引き続きバリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を計画的に進めるとともに、市営住宅の建替え時は車いす常用者向け住宅の供給を図ります。

また、既存住宅においても、中層住宅へのエレベーターの設置などバリアフリー化を促進し、高齢者が暮らしやすい市営住宅としていきます。

【事業展開】

福祉のまちづくり環境整備の指導			
事業内容	すべての市民が社会活動を行ううえで安全かつ容易に施設などを利用できることをめざして、大阪府福祉まちづくり条例などにに基づき、民間建築物に係る整備の指導を行っています。また、既存の公共施設や鉄道駅舎、公園、道路などについても改善要望や意見具申を行っています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	協議件数	30件	30件
	工事完了件数	13件	15件

公共交通機関のバリアフリー化の促進			
事業内容	誰もが移動しやすく安全快適で活力のあるまちづくりをめざし、公共交通事業者が行う鉄道駅舎やバス車両のバリアフリー化事業について、国、地方公共団体が事業費の一部を助成することにより、整備を促進しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度末)	計画期間中の目標
	ノンステップバス導入補助台数	60台	80台 (平成29年度末)

道路のバリアフリー化の促進			
事業内容	歩道の段差、勾配、舗装面の改良や視覚障害者誘導用ブロックの設置、道路上の不法駐輪など、道路のバリアフリー化を進めています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度末時点)	計画期間中の目標
	特定道路に指定された道路のバリアフリー化の進捗率	80.0%	平成28年度末の事業完了を目指す。(他事業関連は除く)

ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の普及促進			
事業内容	老朽化した市営住宅の建替えに当たっては、スロープの設置など屋外環境も含め、高齢者はもとより誰もが生活しやすい住宅を建設しています。 また、加齢などに伴い、現在の住まいでは生活しづらくなった場合でも、軽微な改造により、住み続けることができるよう工夫しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	市営住宅建替戸数(竣工)	193戸	298戸 (平成26～28年度)

シルバーハウジングへの生活援助員の派遣			
事業内容	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、入居者の相談などに応じています。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	シルバーハウジング戸数	71戸（3団地） （平成26年3月末時点）	71戸（3団地）
	派遣戸数	71戸 （平成25年度）	71戸

④災害等緊急時に備えた支援の充実

堺市地域防災計画などの関連計画と連携し、避難行動要支援者名簿を活用した共助による地域での助け合いのしくみづくりや、福祉避難所の充実など、要援護高齢者に配慮した災害時支援体制を進めます。

【事業展開】

避難行動要支援者の避難支援のしくみづくり			
事業内容	地震などの災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であると思われる避難行動要支援者の心身の状況をはじめ、家族による避難支援が可能かどうか、また、近隣に支援者がいるかどうかなどを民生委員児童委員が調査を行います。また、調査の際に、個人情報利用の本人同意を得ることにより、平常時において、地域と行政とで避難行動要支援者の個人情報を共有し、地域における自助・共助のしくみづくりを進めます。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	避難行動要支援者支援の取組状況	71校区 （平成26年3月末現在）	93校区 （平成29年度末）

福祉避難所の指定及び運営			
事業内容	「堺市地域防災計画」に基づき、大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要支援者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の指定や運営に係るマニュアル作成を進めています。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	福祉避難所指定数（民間施設含む）	80か所 （平成26年3月末現在）	大阪府との連携体制やマニュアルの構築により円滑な受入れ体制を構築するとともに指定数の拡大を図る。

(4) 介護サービス等の基盤整備

介護保険制度においては、利用者がサービス提供事業者と契約を締結し、サービスを利用する形が基本となるため、利用者がサービスの質を見極めるなど、利用者の主体的関与が重要となります。また、今後、地域包括ケアシステムの体制づくりが進む中で、介護保険外サービスも含めてさまざまな事業主体がサービスを提供することになり、サービスの質を高め、円滑に利用できるようにしていくことが求められます。

利用者が安心して多様なサービスを利用できるように、相談・苦情対応やサービス提供事業者の情報公開などの体制を充実します。また、サービスの質の向上に取り組み、利用者が安心してサービスを選択し、円滑に利用できる環境づくりを進めます。

在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する介護保険施設については、重度の要介護者を中心に適切なサービスが提供できるように、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの適正な施設整備を引き続き行います。

平成37年（2025年）に向けて

地域包括ケアシステムの基盤となる人材の確保や、その専門技能の向上等を通じた介護サービスの質の向上をめざしていきます。事業所への指導や就業環境の改善支援等を継続的に行うことで、介護の仕事の魅力の向上とサービスの質の向上を進めていきます。

①介護給付適正化事業の推進

介護サービスの質の向上と円滑な利用を図るため、介護給付等費用適正化事業について、引き続き取組を推進します。

【事業展開】

介護給付適正化事業				
事業内容	介護（予防）給付について、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、本事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、要介護又は要支援認定を受けている被保険者（利用者）に適切なサービスを提供できる環境の整備を図ります。			
現状・目標	項目		現状 (平成25年度)	計画期間中の目標 「第3期大阪府介護給付適正化計画」に基づいた重要事業として、引き続き実施し、介護給付の適正化を一層推進していく。
	認定訪問調査の点検	調査員研修	15回	
		委託等調査の点検	1,623件	
	介護給付費通知の発送	通知発送延人数	137,887人	
	医療情報との突合	過誤申立件数	7件	
		縦覧点検	過誤申立件数	
	住宅改修の適正化	調査員派遣依頼件数	363件	
		指導件数	22件	
	ケアプラン点検	点検事業所数	75か所	
	福祉用具購入・貸与調査	過誤申立件数	348件	
給付実績の活用	過誤申立件数	3,104件		

②介護サービスの質の向上

介護サービスの質の向上に向け、事業者への指導、外部研修の情報提供など、サービス事業所職員の介護技術の向上等につながる取組を推進します。

今後はサービス事業者の多様化なども進むことから、事業形態に応じた事業所の設立や運営、事務手続などに関し、事業者への情報提供や指導・育成等に引き続き取り組みます。

また市民に対しては、介護保険制度の周知・啓発に取り組み、介護保険制度の理念の普及を推進するとともに、引き続き相談や苦情対応に取り組みます。

さらに、各種の生活支援サービスなどの普及に合わせ、サービス情報の提供や相談などの体制充実・構築を進めます。

【事業展開】

介護サービス事業者への指導・助言				
事業内容	適正適法なサービスを確保するために、定期的に行う実地指導を通して基礎的な法令等の周知や身体拘束ゼロに向けた啓発に取り組み、利用者本位のサービスが提供されるよう指導及び助言を実施します。また悪質なケースについては、監査等の実施により、公正かつ適切な事業所運営のための措置を行います。			
現状・目標	実地指導	居宅サービス等事業者	118回	適切な介護保険サービスの確保、提供を図るとともに、介護サービスの質の向上に資するため、継続的な指導、助言を行う。
		地域密着型サービス事業者	44回	
		介護老人福祉施設 介護老人保健施設	32回	

事業所に関する情報提供

事業内容	介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための事業者情報を、インターネットを通じて提供しています。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	—	—	きめ細やかな情報を提供するとともに、内容の充実を図る。

介護相談員派遣事業

事業内容	介護保険サービス利用者などの相談に応じる第三者（介護相談員）を、派遣希望のある介護保険事業所へ派遣し、利用者のサービスに関する疑問や不満・不安などの解消を図っています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	派遣回数	84回	利用者の苦情を含めた意見表明の機会を確保し、疑問などの解消を引き続き図っていく。同時に、事業者においても、サービスに対する利用者の不満や意見などについて、介護相談員を通じて把握することにより、サービスの質の向上の機会を得られるようにしていく。
	相談件数	1,307件	

介護保険サービスに関する苦情相談

事業内容	介護保険サービスは、利用者と事業者との間で結ばれた契約に基づき実施されますが、サービスに関する苦情・相談が当事者同士で解決されない場合、相談窓口にて介護保険サービスにおける苦情相談解決の支援を行っています。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	—	—	関係機関と連携を図りながら、介護保険サービスにおける苦情相談の解決支援を行い、介護保険サービスの質の維持、向上に努めていく。

広報活動			
事業内容	介護保険制度をより利用しやすい制度とするために、介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、窓口などを通じて、介護保険制度や高齢福祉制度の周知を進めます。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	—	—	市民及び事業所が介護保険制度をより理解するとともに、効果的な介護保険制度の利用につながるよう、積極的な広報活動に努める。

③介護人材の確保・育成

地域包括ケアシステムを構築していくためには、それを担う人材の確保・育成が不可欠となります。介護人材の確保を図るための普及啓発や、介護サービス事業者等への支援を通じ、介護職の確保・定着に取り組むなど、介護人材がその専門的な技能を十分に発揮し、安心して仕事に取り組めるような環境整備を働きかけていきます。

【事業展開】

さかい介護人材確保・育成支援事業			
事業内容	良質な介護人材の確保を図るため、介護業界への入職者の拡大と定着・育成に向けて、介護事業者が自立的に職場環境の改善に取り組むようになるための支援を行います。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	面接会・セミナー等への参加者数	405人・85社	事業への参加を通じて、自立的に職場環境の改善を行った事業者数を増やす。
	コンサルティング実施により効果が認められた事業者数	9社(9社中)	

④介護保険施設の適正な整備

主に要介護3以上の重度の要介護者を中心に、要介護1・2の方の入所の必要性も考慮しながら、入所希望者の状況等をふまえ、引き続き適正な介護保険施設の新たな整備と既存施設の増床を進めます。

【事業展開】

※第●章 介護サービスの量等の見込み(仮称) 参照

⑤費用負担への配慮

介護保険制度は社会全体で介護を担う制度であり、被保険者は所得に応じた介護保険料と、介護保険サービス利用時にサービスの1割(一定以上所得者は2割)を負担することになっています。そのため、介護保険にかかる費用負担が過重にならないように、軽減制度などの安心して利用できるしくみを設け、低所得者への配慮を行います。

【事業展開】

費用負担軽減制度等の運用				
事業内容	介護保険制度では、介護保険に係る費用負担が過重にならないように、軽減制度を設けることで、低所得者の費用負担への配慮を行っています。			
現状・目標	項目		現状 (平成25年度)	計画期間中の目標 介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、広報さかいなど様々な媒体を活用し、制度の周知を図っていく。
	介護保険料の減免猶予制度	減免額	21,771,220円	
	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	給付額	0円	
	災害等による利用者負担額の軽減減免制度	給付額	3,966円	
	社会福祉法人利用者負担額軽減制度	補助額	564,000円	
	高額介護（予防）サービス費（受領委任払制度含む）	給付額	1,211,525,842円	
	特定入所者介護サービス（特例減額措置含む）	給付額	1,711,692,151円	
高額医療合算介護（予防）サービス費	給付額	147,118,401円		

紙おむつ給付事業				
事業内容	満65歳以上の市民税非課税世帯に属する高齢者で、要介護3～5又は要介護3～5に相当すると認められた高齢者（生活保護世帯及び介護施設に入所している方を除く。）に対し、1か月9,000円を上限におむつを給付することにより、自宅又は病院などでおむつを使用している高齢者の福祉の向上及びその家庭の経済的負担の軽減を図っています。			
現状・目標	項目		現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	支給件数		22,841件	

(5) 介護予防の推進

高齢者一人ひとりが介護予防に取り組み、できるだけ自立した生活を送ることができるように支援していくことは、高齢者の安心と健康な暮らしの基盤となるものであり、地域包括ケアシステムにおいても介護予防は重要な取組となっています。

これからの介護予防については、「心身機能」の改善に加え、日常生活の「活動」を高め、家庭や社会への「参加」を促し、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた働きかけが必要です。

また従来、介護予防給付として提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護が市町村の地域支援事業に移行するなど、介護予防サービスの提供体制が大きく変わることとなりました。こうした点もふまえ、必要な人に適切な介護予防サービスが提供されるように、

地域における体制の充実を進めるとともに、介護予防の必要性などについての周知・啓発をはじめ、多様な介護予防の取組を推進します。

平成37年（2025年）に向けて

専門職による適切な支援を必要に応じて提供し、地域の身近なところで、高齢者同士が互いに励ましあい、楽しみながら介護予防に取り組める環境の整備を進めていきます。本計画期間において基盤をつくる新しい総合事業の実施により、介護予防を担う多様な主体を育成しながら、介護予防の地域での普及を進めていきます。

①介護予防事業の再編と普及啓発

これまでの介護予防事業は、元気な高齢者（一般高齢者）と虚弱な高齢者（特定高齢者）を区分し事業を実施していましたが、今後は区分をなくし、すべての高齢者がより身近な地域で参加でき介護予防に取り組めるよう進めていきます。

また、介護予防への主体的な取組を促進するために、介護予防の効果などに関して周知・啓発や情報提供などを充実するとともに、介護予防の取組が望まれる人への意識づけや働きかけを引き続き推進します。

また、介護予防のグループ育成などを一層推進し、地域における住民主体の活動的な通いの場の充実を図ります。大学との連携により開発を進めている、新たな体操の普及に取り組むとともに、地域と学生の世代間交流も図ります。また、高齢者自身が一定の知識を習得することにより、指導役としての役割を持つなど、高齢者同士の助け合いや学びの場として魅力的な場となるよう支援を行います。

【事業展開】

介護予防把握事業		新規	
事業内容	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげていきます。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	—	—	—

介護予防手帳の作成			
事業内容	介護予防の効果を上げていくためには、セルフマネジメント（自己管理）が大切です。また、本人、家族、地域包括支援センター、事業者等の関係者が情報を共有することで適切なサービス提供が期待できます。このため、介護予防に関する情報や生活状況の記録・介護予防ケアプランの内容等をファイリングし携行できる介護予防手帳を発行します。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	作成件数	—	検討中

介護予防教室等の実施

事業内容	高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、身近な場所での介護予防教室の実施や、介護予防の効果などに関する周知・啓発を行い、高齢者の介護予防への積極的な取組を支援します。			
現状・目標	項目		現状 (平成25年度)	計画期間中の目標 効果的により多くの高齢者が介護予防に取り組めるよう、事業を再編し、適切に運用していく。
	介護予防・健康教室	開催回数	443回	
		参加者数	13,176人	
	げんきあっぴ教室	開催回数	288回	
		参加者数	829人	
	栄養ボランティア活動支援	支援したグループ数	4グループ	
	自主活動グループ等の育成事業	自主活動グループ育成数	12グループ	
		健康づくりリーダー育成数	30人	
		教室開催回数	50回	
		教室参加者数	1,466人	
	地域出前型げんきあっぴ教室	開催回数	606回	
		参加者数	10,406人	
	低栄養予防出前啓発事業	開催回数	92回	
参加者数		1,876人		
健康づくりグループ活動発表イベント		1回		
失語症リハビリテーションの実施	参加者数	436人		

複合型介護予防教室

新規

事業内容	運動、口腔、栄養、認知症等介護予防すべての要素を含めた教室を実施します。			
現状・目標	項目		現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	開催回数		—	検討中
	参加者数		—	検討中

堺コッカラ体操（堺市版の介護予防体操）の普及

新規

事業内容	関西大学と連携して作成した堺コッカラ体操（堺市版の介護予防体操）の普及に取り組めます。楽しく学べるよう「笑い」のノウハウを学んだ体操普及リーダーを養成し、堺コッカラ体操を実施する市民を増やします。			
現状・目標	項目		現状	計画期間中の目標
	リーダー人数		—	90人
	コッカラ体操実施人数		—	5,000人

一般介護予防事業施策評価事業			
事業内容	事業評価を行い、より適切かつ効率的な事業を実施できるよう、事業の実施方法などの改善を図ります。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	—	—	各事業の評価項目を基に、そのプロセスや事業を検証し、適切かつ効率的な事業を実施できたかなどの評価を実施する。

②リハビリテーション専門職を活かした取組の推進

これからの介護予防は、心身機能の回復を主目的とした高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の整備や、地域において生きがいや役割を持って生活できる居場所や出番づくりなど、高齢者を取り巻く環境も含めたバランスのとれたアプローチが重要となります。

地域における住民の集いの場などにリハビリテーション専門職を派遣するとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携により、介護予防につながる多様な取組を推進します。

【事業展開】

地域リハビリテーション活動支援事業 新規			
事業内容	地域においてリハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進します。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	—	—	検討中

③新しい総合事業の実施

要支援者等への効果的な支援を行うため、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、充実したサービスを提供する「新しい総合事業」を実施します。介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、地域支援事業への円滑な移行を進め、事業の利用により自立した日常生活を継続できるよう、サービス提供体制づくりに取り組みます。

また、地域支援事業の中で、多様な介護予防事業、生活支援サービスを提供できるように、生活支援コーディネーターを配置し、サービスメニューの多様化や、従来のサービス事業者に加えて、さまざまなサービス提供主体の育成に取り組みます。

【事業展開】

生活支援コーディネーターの配置		新規
事業内容	生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う生活支援コーディネーターを配置します。	
現状・目標	項目	現状
	—	—
		計画期間中の目標
		検討中

ふれあいデイサービス		
事業内容	自立生活の支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るため、おおむね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者などのうち、介護保険の対象とならない、家に閉じこもりがちな虚弱高齢者であって、日常生活を営むのに支障がある方を対象に、週1回デイサービスセンターにおいて通所サービスを提供しています。	
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)
	利用者数	1,183人
		計画期間中の目標
		新しい総合事業として再編する。

高齢者生活援助員派遣事業		
事業内容	介護保険の対象とならない65歳以上の高齢者で、傷病などの理由で一時的な機能低下により日常生活に支障がある方を対象に生活援助員を最長3か月以内、週1回又は2回（1回当たり1時間半程度）派遣しています。	
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)
	派遣回数	576回
		計画期間中の目標
		新しい総合事業として再編する。

生活管理指導短期宿泊事業		
事業内容	介護保険の対象とならない65歳以上のひとり暮らしの高齢者などを、一時的に擁護する必要がある場合に、要介護状態への進行を予防する観点から、養護老人ホームなどに年間で7日程度の短期入所を実施することにより、生活習慣などの指導を行うとともに体調調整を行っています。	
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)
	入所日数	0回
		計画期間中の目標
		新しい総合事業として再編する。

(6) 健康の保持・増進

高齢者のすこやかな暮らしにおいて、「健康」はすべての基盤であり、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）をできるだけ伸ばしていくことが重要になります。健康寿命の延伸を阻害するものとして、普段の生活習慣に起因する「生活習慣病」が要因となっていることも少なくありません。生活習慣病の予防、日頃からの健康

づくりの観点が必要であるため、高齢者の生活の安心と活力を支える基盤である健康づくりの支援を進めます。

本市では、健康増進計画「健康さかい 21（第 2 次）」等に基づき、市民の健康づくり運動を展開しており、こうした取組を通じて、「自らの健康は自らで守り育てる」「生活習慣病を予防する」「病気があっても重症化しないよう、病気とうまくつきあう」意識の醸成、「かかりつけ医をもち定期的に受診する」また「がん検診などの健（検）診を定期的に受診し健康管理を行う」ことの必要性を啓発し、身近な地域で仲間とともに楽しみながら健康づくりを実践できる環境整備などを進めます。

平成 37 年（2025 年）に向けて

健康づくりの主体は市民です。生活習慣病を予防するには、市民が主体的に生活習慣を改善し、健康増進に取り組むことが大切です。教育関係機関・企業・医療機関などとともにそれぞれの特性を活かして、相互に連携しつつ、高齢者を含む市民一人一人の主体的な健康づくりを総合的に支援し、健康寿命の延伸や社会の QOL（生活の質）の向上をめざします。

①地域に根ざした健康づくり

地域に根ざした健康づくりに向け、高齢者が身近な地域で健康づくりに主体的に取り組むことができるように、地域の健康づくり自主活動グループの育成や活動場所の確保の支援などを進めるとともに、グループ間のネットワークや地域とのつながりを強めることで、地域における健康づくりの実践を促進します。

【事業展開】

健康づくり自主活動グループや地域リーダーの育成・支援			
事業内容	市民主体の健康づくりを地域に広げていくために、新たな健康づくりを推進する自主活動グループやリーダーの育成・支援を行っています。 各保健センターでは、健康づくり自主活動グループのネットワークができています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	自主活動グループ育成数	6グループ	8グループ(年度)
	健康づくりリーダー育成数	15人	20人(年度)
	教室開催回数	42回	50回(年度)
	教室参加者数	698人	850人(年度)

食生活改善推進員の育成・活動支援

事業内容	健康づくりの3要素といわれる「食生活・運動・休養」を取り入れた教室により、参加者の健康増進を図るとともに地域における健康づくりのリーダーを養成しています。教室は6～8回のコースで開催し、修了者は「堺市健康づくり食生活改善推進協議会」のメンバーとして、地域に密着した健康づくり活動を自主的に展開できるように活動を支援しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	食生活改善推進員会員数	433人	500人(年度)

口腔機能向上のサポーター育成（8020メイト）

事業内容	口腔機能の向上を含めた口腔の健康づくりを地域に広げるために、自主活動グループの育成や、その活動を支援しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度末時点)	計画期間中の目標
	グループ数	7グループ	平成29年度末までに、現グループ数を維持し効果的に事業展開が行えるよう支援する。

②生活習慣病などの疾病の重症化予防

高齢者の健康づくり、生活習慣病の予防等において、保健専門職による多角的な視点を盛り込んだ健康教育を展開し、健康に関する知識の普及啓発などを進めます。

高齢者になると何らかの疾病を持っている人も少なくないことから、上手に疾病とつきあい、重症化しないために、適切な生活習慣を送れるように保健専門職が健康相談などに応じます。

また、かかりつけ医を持ち、定期的を受診することやがん検診などの健（検）診を定期的を受診することの必要性を啓発していきます。

【事業展開】

生活習慣病予防のための健康教育の実施

事業内容	40歳以上の市民やその家族を対象に、生活習慣病予防、健康増進などの健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、壮年期からの健康の保持増進を図っています。保健センターでは、医師や保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康づくりのための教室を開催し、各種の健康教育修了者に対し自主活動の支援を積極的に推進しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	開催回数	552回	600回(年度)

食生活相談の実施

事業内容	成人・高齢者等を対象に生活習慣病予防や栄養バランスのとれた食生活に関する栄養指導や相談を行っています。主に保健センターが中心となり、管理栄養士が相談に応じています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	相談件数	868人	900人(年度)

健康相談の実施

事業内容	40歳以上の市民やその家族を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。主に保健センターが中心となり、生活習慣病や健康づくりの相談に応じています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	相談件数	9,552人	相談件数の増加

歯科相談の充実

事業内容	40歳以上の市民を対象に、毎月1～2回の各区保健センターでの歯科相談を実施し、歯周病など歯科疾患の早期発見、保健指導を行うことにより口腔の健康維持を図っています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	歯科相談相談者数	1,271人	相談者数の増加

(7) 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

高齢者の社会参加は、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献につながるなど、多様な意義があります。今後、2025年に向けて高齢者数は大きく増加していきませんが、それは元気な高齢者の数が増えることでもあり、地域包括ケアシステムの支え手としての役割も大きくなっていくものと考えられます。

本市ではこれまで、生涯学習やボランティア支援、就労支援、活動場所の確保などを通じて、高齢者の社会参加の機会充実に努めてきました。今後も引き続きこれらの取組を推進するとともに、これからの生き方を考える機会の提供や豊かな経験や知識を持つ高齢者が地域社会の担い手として活躍できるしくみづくりを進めます。

平成37年（2025年）に向けて

高齢者がさまざまな社会参加の方法のあることを知り、積極的に社会貢献をすることができる地域づくりを進めていきます。今後、社会の中で高齢者の数がさらに増え、その役割もますます高まっていく中で、高齢者が地域包括ケアシステムを支える一翼を担い、生きがいを持って社会の中で活躍できるようにしていきます。

市民が自身や家族の介護・高齢期の生活について考え、備えることができるような環境づくりに取り組みとともに、地域包括ケアシステムについての意識の醸成、家族介護のあり方やさまざまな支援等の周知、介護離職を防ぐための支援の充実等を進めることで、家族介護の過重負担を少なくしていきます。早い時期から介護について理解・準備をし、介護が必要になったときも本人・家族がともに安心して介護生活に入っていけるようにしていきます。

①情報提供ときっかけづくり

高齢者が新たに学習や就労、地域活動等を考えたり、これまでの活動や交流の幅をより一層広げられるよう、情報の提供やきっかけづくり、活動場所確保のための支援を充実します。

【事業展開】

おでかけ応援バス			
事業内容	高齢者の外出支援・社会参加と公共交通の利用を促すことを目的とし、満65歳以上の高齢者を対象に、市内郵便局で発行している「おでかけ応援カード」を提示することにより、月曜日～金曜日（ただし祝休日、年始1/1～1/3は除く）に限り南海バス・近鉄バス（ただし乗り降りどちらかが堺市内）を1乗車100円で利用できる事業を実施しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	年間利用者数	3,822,596人	4,700,000人

老人福祉センターの運営				
事業内容	60歳以上の高齢者に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に、各区に1か所ずつ老人福祉センターを設置し、指定管理者により管理運営を行っています。			
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標	
	延利用者数	堺老人福祉センター	95,017人	引き続き指定管理者による管理運営の実施により、民間事業者のノウハウを活かした自主事業を展開し、利用促進を図る。
		中老人福祉センター	73,745人	
		東老人福祉センター	103,539人	
		西老人福祉センター	80,435人	
		南老人福祉センター	81,441人	
		北老人福祉センター	98,296人	
		美原老人福祉センター	42,603人	

老人集会室の整備			
事業内容	老人クラブ活動及び高齢者の趣味、レクリエーションなどの身近な活動拠点として、小学校区に1か所の老人集会室の整備を進めています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度末時点)	計画期間中の目標
	整備済数	51か所	整備には地元の動向も大きく関係するため、3年間で3か所増やすことをめざす。

セカンドステージ応援団事業			
事業内容	定年退職者などのシニア層の力を地域活動や市民活動に活かすとともに、自身の生きがいづくりや地域の活性化をめざし、市民と行政の協働で市民大学などの事業を実施しています。活動拠点として「SSひろば堺東」を開設し、情報紙の発行や講座の企画・実施のほか、さまざまなジャンルのサークル活動を展開するなど、地域デビューのための支援を行っています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標

目標	延利用者	SSひろば堺東	2,628人	3,000人 (毎年度)
		市民向け講座	324人	360人 (毎年度)

②担い手の育成

高齢者が生涯にわたって自ら学び、自らを高めていけるよう、生涯学習などの機会を充実します。また、地域の担い手としての高齢者の役割は今後一層高まっていくものと考えられるため、学習成果とともに、家庭・地域・企業等で培った豊かな経験や知識・技能を地域の中で有効に発揮できるよう、地域活動やボランティア活動などへの参画を支援します。

また、働く意欲のある高齢者に対しては、就労や地域課題を解決するための活動につながる学び直しの機会の提供を行います。

【事業展開】

生涯学習情報提供システム（ポータルサイト）

事業内容	生涯学習情報提供サイトをリニューアルし、学習講座、生涯学習団体・サークル、生涯学習指導者などのさまざまな生涯学習に関連する情報を一元的に収集し、提供します。また、リンク対応によりポータルサイトを起点として、さまざまな学習内容の詳細な情報を取得できる仕組みづくりや見やすく・分かりやすい掲載方法に努め、誰でも容易に学習情報を入手できるシステムの運用を進めます。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	ホームページへのアクセス数	508,731件	539,600件(平成27年度) 555,700件(平成28年度) 572,300件(平成29年度)

ふれあい基金の充実と地域福祉活動に対する支援

事業内容	平成2年度から篤志家による指定寄付金と本市一般財源を積み立てて地域福祉推進基金（愛称：ふれあい基金）を設置し、その運用益金などを、地域福祉を推進するための事業経費や助成金に充てています。市民の自主的な福祉活動・地域活動に対する助成を行うことで、活動の活性化、福祉活動への広報・周知などを行っています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	助成件数	69件	85件
	助成額	8,668,000円	9,000,000円

いきいき堺市民大学

事業内容	セカンドステージ応援団の取組の一つとして、地域社会に貢献できる人材の養成や生きがいづくりを目的に、大阪府立大学との共催により「いきいき堺市民大学」を開講し、地域活動・市民活動への参加誘導を行うことをめざしています。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	受講生数	535人 (平成26年末現在)	935人 (平成30年末現在)

高齢者のボランティア活動の支援

事業内容	堺市社会福祉協議会が、各区役所などに設置している各区事務所にボランティア相談コーナーを設置し、ボランティアの登録、需給調整、活動の相談などを行っています。また、同協議会ボランティア情報センターでは、情報収集を行い、ボランティアに関する総合的な相談に応じています。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	ボランティア 個人登録人数	1,762人 (平成26年3月末時点)	2,000人
	グループ登録数	261グループ/8,275人 (平成26年3月末時点)	300グループ/8,900人
	相談件数	2,134件 (平成25年度)	3,200件

ボランティア講座の開催

事業内容	堺市社会福祉協議会各区事務所において、地域の福祉活動の紹介や発表など、ボランティアに興味を持っていただき、活動のきっかけづくりとなるような講座を開催しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	開催回数	18回	22回

高齢者の就労・社会参加を目的とした講座の開催 新規

事業内容	起業や就労、社会参加を希望する高齢者のニーズに対し、学び直しの機会の提供や活躍の場の開拓を行います。		
現状・目標	項目	現状	計画期間中の目標
	学び直しの機会提供	—	180人(平成27年度)

③社会参加の機会の提供

高齢者のライフスタイルや価値観が多様化する中、高齢者の活動へのニーズも教養や趣味の活動、スポーツ、ボランティア、就労など多岐にわたります。関心のある活動を通じて社会参加することは、高齢者自身の生きがいづくりや健康の保持、介護予防につながるだけでなく、地域の活性化にもつながるため、高齢者が自発的に活動できるよう支援します。

地域に貢献するような活動や行政との協働につながる活動などの機会の提供につとめます。

老人クラブの活性化

事業内容	老人クラブでは、高齢者の知識、技術及び経験を生かし、豊かな生活を送ることを目的として、教養講座の開催や健康増進活動、社会奉仕活動の三つを柱に活動を行っています。また、歳末助け合い運動や地域の公園の清掃、老人ホーム慰問などの社会奉仕活動により、活動者は地域の構成員として、大きく期待されています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度末時点)	計画期間中の目標

目標	会員数	47,012人	52,000人 (平成30年度)
	老人クラブ数	747か所	—

ねんりんピックへの参加

事業内容	ねんりんピックは、60歳以上の高齢者を中心とした健康と福祉の総合的な祭典であり、明るく活気に満ちた高齢社会の実現をめざすものです。各種スポーツ競技や、美術展の開催などのイベントを通じて、参加者相互の交流を図っています。政令指定都市への移行に伴い、平成19年度から堺市在住の60歳以上の高齢者を対象に、種目別に選考会を開催して代表選手を選考し、堺市選手団として参加しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	選手団人数	145名(うち役員等8名)	開催県からの派遣要請人数

シルバー人材センター

事業内容	社団法人堺市シルバー人材センターでは、就業を希望する定年退職者、その他高年齢退職者などに対し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業の機会を提供し、高齢者自らの生きがいの充実や社会参加を推進しています。シルバー人材センターの契約件数は、年々増加しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標 (平成31年度)
	会員数	6,043人	7,500人
	契約件数	16,371件	20,000件
	契約高	1,899,492千円	2,500,000千円
	就業延人数	508,882人	600,000人

就労的生きがいづくり活動の支援

事業内容	高齢者を中心としたグループが、生きがいづくりと就労を結びつけた活動を実施する場合に、組織づくりから事業が具体化するまでの課題に対し助言を行い、設備などの整備に係る経費の助成を行っています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	補助件数	1件	2件
	相談件数	6件	8件

高齢者雇用推進セミナーの開催

事業内容	毎年10月の高齢者雇用支援月間に、(社)大阪府雇用開発協会の主催により、ハローワーク堺、堺市の共催で、高齢者雇用促進セミナーを開催しています。高齢者雇用の一層の理解の増進及び高齢者雇用確保措置の導入・改善に取り組んでいただくため、事業主に対し、高齢者雇用を取り巻く環境や関係法令の改正内容の周知などを行っています。		
------	---	--	--

現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	講演内容	①改正高年齢者雇用安定法について ②高年齢者雇用安定助成金について	—
参加者数	19社(19人)	30社	

④家族介護者等への支援の充実

家族介護者に対し、精神面・身体面での負担を軽減し、在宅等で安心して介護できるように、家族介護者を対象とした相談や情報提供、交流機会などの充実を進めます。

在宅での介護を続けていくためには、家族のみならず、近隣の住民の方や地域のさまざまな支援者など、多くの方の理解や支援が大切になるため、介護をするうえでのレスパイト(休息)の重要性などについての普及啓発等にも取り組みます。

家族介護支援(レスパイト)事業

事業内容	家族介護者の精神的・身体的負担を軽減し、在宅で安心して介護を続けられるよう、レスパイト(介護者の休息)の重要性について普及啓発するとともに、介護者をサポートする人づくりに取り組みます。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	家族介護者及び介護についての集い参加者数	1,883人	市民主体の介護者を支える活動や交流の場の創出をめざす。
協力を依頼した関係団体数	39団体		

家族介護慰労金支給事業

事業内容	低所得世帯に属する重度の要介護者(要介護4又は5の方)が、一定期間何らかの事情により介護保険サービスを利用しない場合、申請に基づき要件を確認し、家族を訪問し介護状況を伺ったうえで、当該高齢者を在宅で介護している同居家族を対象に、当該家族の精神的・経済的負担の軽減を目的として、年10万円を支給しています。		
現状・目標	項目	現状 (平成25年度)	計画期間中の目標
	支給件数	8件	今後も継続して、各申請者の家族を訪問し、介護状況の確認、必要な関係機関、社会資源の情報提供を行い、介護保険制度利用についての理解を促していく。

4. 計画の推進

(1) 関係機関等との連携

本計画における地域包括ケアシステムの推進にあたっては、行政としての積極的な取組はもとより、地域、関係機関、サービス提供事業者など、各主体が自らの役割を認識し、連携と協働のもとで取組を推進していく必要があります。地域包括ケアシステムの担い手として、各主体が適切な役割分担と協働の観点のもとで取組を進め、計画の効果的な推進を図ります。

①計画に関する進行管理

本計画に関する進行管理の体制として、学識経験者、市内関係団体の代表、市民団体などから構成される「堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催し、事業の実施状況など、定期的な計画の点検・評価を行うとともに、本市における地域包括ケアシステムの推進に関し、幅広い意見などの聴取を行います。会議の内容については、ホームページや市政情報センターなどで議事録を公表します。

②地域密着型サービス等に関する進行管理

市町村は、地域包括支援センターにおける業務の適切な運営と公平・中立の確保のため、地域のサービス事業者、関係団体などで構成される運営協議会を設置するとともに、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）に係る事務の適切な運営を図るため、被保険者その他関係者の意見を反映させ、学識経験者の知見の活用を図るために必要な措置を講じることとされています。

本市では、地域包括支援センターの業務運営と地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）に係る業務運営について、広く市民、関係者からの意見を聴取する場として、「堺市地域介護サービス運営協議会」を設置し、適切な事務・業務の運営を図ります。その内容については、ホームページや市政情報センターなどで議事録を公表します。

③地域、専門機関等との連携・協働

（地域）

自治会、校区福祉委員会、民生委員児童委員、老人クラブ、NPO、ボランティアなどの地域活動や市民活動は、地域社会を支える活力であり、高齢者の社会参加の基盤でもあります。地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者の生活支援等のサービスの担い手として、その役割は今後一層大きくなっていくものと考えられます。地域の多様な活動主体それぞれの役割や特色を活かし、地域に根ざした支援活動が円滑に展開できるように、連携・協働を進めます。

（堺市社会福祉協議会）

堺市社会福祉協議会は、ボランティアの育成やネットワークの充実についてのノウハウを蓄積した、地域福祉の推進を図るための団体です。また、基幹型包括支援センターの運営主体として、本市における地域包括ケアシステムの構築にあたって大きな役割を担っています。堺市社会福祉協議会との連携・協働をさらに強化し、地域包括ケアシステムの基盤整備を進めていきます。

（保健・福祉・医療機関、サービス提供事業者等）

保健・福祉・医療の関係機関、介護サービス事業者などは、高齢者支援の最前線で活動し、本市のサービス基盤を支える重要な役割を担っています。地域包括ケアシステムにおけるサービスの担い手として、高齢者のニーズに応じた適切で質の高いサービスや利用者の人権に配慮したサービス提供が行われるように、必要な支援を行い、連携・協働を進めます。また、地域包括ケアシステムが機能するためには、さまざまな専門職種がその役割を果たしながらきめ細かく連携していくことが不可欠であることから、専門性の向上やネットワークの充実などを進めていきます。

④ 庁内関係部局との連携・協働

本市では、庁内各部局において高齢者関連施策・事業が相互に補完され、有効性の高いものとなるよう、各部局の連携及び調整を図ることを目的として、「堺市高齢社会対策推進庁内委員会」を設置しています。本計画の推進に当たり、当該委員会を中核として関係部局の連携・調整を図りながら、計画の進捗管理を行うとともに庁内の協働による取組を推進します。

（2） 計画の周知・広報

計画の理念や目標、施策について、広く市民に周知するため、市の広報紙やホームページなどを始め、多様な媒体を活用した周知・広報活動を推進します。また、地域や関係機関、各種団体、事業者などと協力し、制度の説明や計画内容のきめ細かな周知に努めます。

資料編

1. 各区の状況

堺区

■ 区の概況

人口	146,516人	世帯数	73,196世帯
面積	23.7k㎡	人口密度	6,182人/k㎡



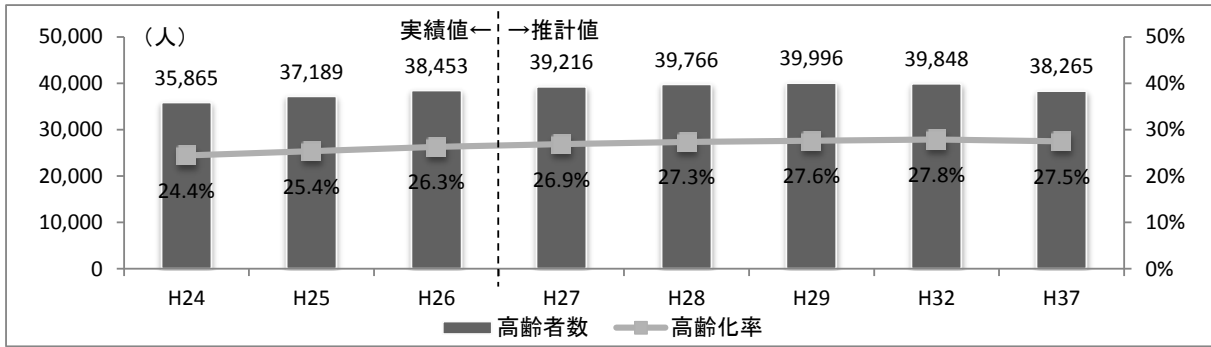
■ 高齢者等の状況

	男	女	合計
高齢者数	16,090人	21,724人	37,814人
うち75歳以上	6,609人	11,121人	17,730人
高齢化率	22.4%	29.1%	25.8%
うち75歳以上	9.2%	14.9%	12.1%
ひとり暮らし高齢者数	4,171人	9,175人	13,346人
高齢者のみ世帯数			20,019世帯
要支援・要介護認定者数	3,015人	6,522人	9,537人
うち第1号	2,919人	6,433人	9,352人

※平成26年3月末時点

資料編

■高齢者数の推計（各年9月末時点）



■地域資源等の状況

通所介護事業所	59箇所	地域包括支援センター（基幹型含）	5箇所
認知症対応型通所介護事業所	2箇所	民生委員・児童委員数（H26. 4. 1）	243人
短期入所生活介護事業所	9箇所	自治会数（H26. 1. 14）	326団体
特定施設入居者生活介護事業所	3箇所（162床）	老人クラブ数（H25. 4. 1）	210団体
介護老人福祉施設	7箇所（438床）	老人クラブ会員数（H25. 4. 1）	12,041人
介護老人保健施設	3箇所（290床）	■区の高齢者数を100人とするとき…	
介護療養型医療施設	2箇所（57床）	65～74歳の高齢者は	53人
認知症対応型共同生活介護事業所	12箇所（213床）	74歳以上の高齢者は	47人
地域密着型介護老人福祉施設	1箇所（29床）	ひとり暮らし高齢者数は	35人
小規模多機能型居宅介護事業所	5箇所	要介護認定者は	24人
複合型サービス事業所	0箇所	老人クラブ会員数は	32人

■地域の状況

--

■日常生活圏域の状況

圏域名	堺1区	堺2区	堺3区	堺4区
圏域の範囲（小学校区）	三宝、錦西、市、英彰	錦、錦陵、浅香山、三国丘	熊野、少林寺、安井、榎	神石、新湊、大仙、大仙西
総人口	44,096人	36,038人	34,510人	31,872人
高齢者数	10,747人	9,266人	8,494人	9,307人
高齢化率	24.4%	25.7%	24.6%	29.2%
ひとり暮らし高齢者数	3,787人	3,175人	3,227人	3,157人
高齢者のみ世帯数	5,686世帯	4,806世帯	4,699世帯	4,828世帯
要介護認定者数	2,390人	2,351人	2,177人	2,447人
うち第1号被保険者	2,344人	2,321人	2,131人	2,393人
特定施設入居者生活介護事業所	0床	0床	0床	162床
介護老人福祉施設	134床	64床	130床	110床
介護老人保健施設	0床	100床	100床	90床
介護療養型医療施設	0床	38床	0床	19床
地域密着型介護老人福祉施設	0床	29床	0床	0床
認知症対応型共同生活介護事業所	81床	15床	36床	81床

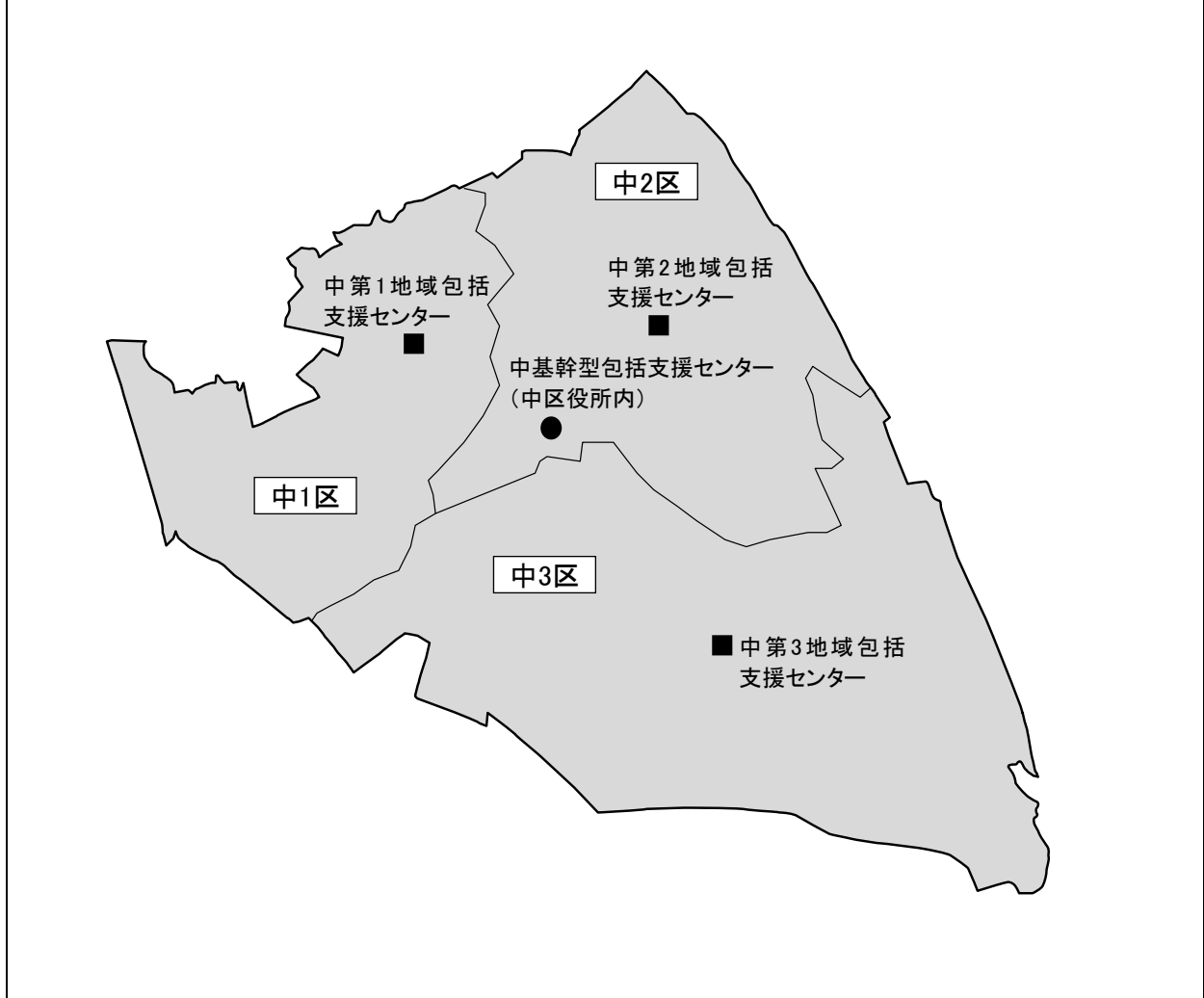
※平成26年3月末時点

資料編

中 区

■ 区の概況

人 口	125,268人	世帯数	53,327世帯
面 積	17.9k㎡	人口密度	6,998人/k㎡



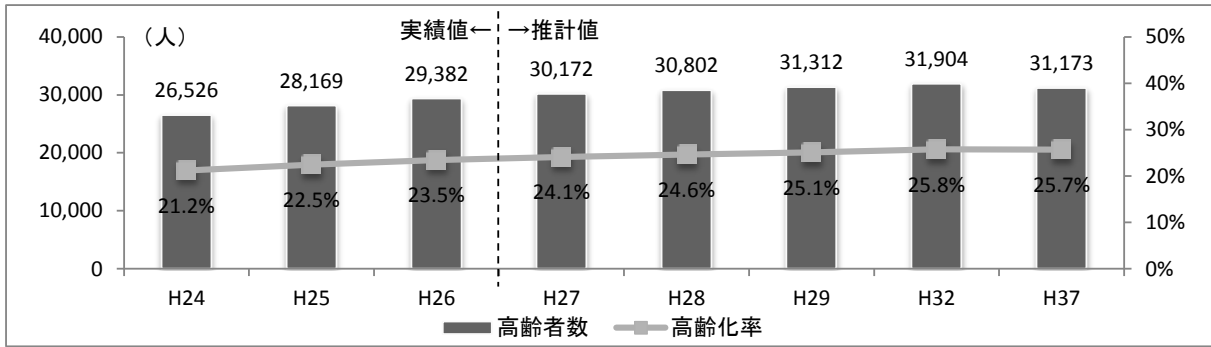
■ 高齢者等の状況

	男	女	合計
高齢者数	12,732人	15,948人	28,680人
うち75歳以上	4,517人	6,881人	11,398人
高齢化率	20.8%	24.9%	22.9%
うち75歳以上	7.4%	10.7%	9.1%
ひとり暮らし高齢者数	1,867人	4,897人	6,764人
高齢者のみ世帯数			12,374世帯
要支援・要介護認定者数	1,985人	4,202人	6,187人
うち第1号	1,904人	4,118人	6,022人

※平成26年3月末時点

資料編

■高齢者数の推計（各年9月末時点）



■地域資源等の状況

通所介護事業所	40箇所	地域包括支援センター（基幹型含）	4箇所
認知症対応型通所介護事業所	2箇所	民生委員・児童委員数（H26. 4. 1）	129人
短期入所生活介護事業所	5箇所	自治会数（H26. 1. 14）	106団体
特定施設入居者生活介護事業所	5箇所（305床）	老人クラブ数（H25. 4. 1）	97団体
介護老人福祉施設	5箇所（418床）	老人クラブ会員数（H25. 4. 1）	5,796人
介護老人保健施設	2箇所（257床）	■区の高齢者数を100人とするとき…	
介護療養型医療施設	1箇所（54床）	65～74歳の高齢者は	60人
認知症対応型共同生活介護事業所	12箇所（249床）	74歳以上の高齢者は	40人
地域密着型介護老人福祉施設	0箇所（0床）	ひとり暮らし高齢者数は	23人
小規模多機能型居宅介護事業所	2箇所	要介護認定者は	21人
複合型サービス事業所	0箇所	老人クラブ会員数は	20人

■地域の状況

--

■日常生活圏域の状況

圏域名	中1区	中2区	中3区
圏域の範囲（小学校区）	八田荘、八田荘西、深井、深井西	東百舌鳥、宮園、東深井、土師	久世、東陶器、西陶器、福田、深阪
総人口	35,876人	41,252人	48,140人
高齢者数	9,232人	8,488人	10,960人
高齢化率	25.7%	20.6%	22.8%
ひとり暮らし高齢者数	2,146人	2,249人	2,369人
高齢者のみ世帯数	4,025世帯	3,857世帯	4,492世帯
要介護認定者数	1,927人	1,720人	2,445人
うち第1号被保険者	1,881人	1,677人	2,378人
特定施設入居者生活介護事業所	72床	73床	160床
介護老人福祉施設	0床	158床	260床
介護老人保健施設	0床	257床	0床
介護療養型医療施設	54床	0床	0床
地域密着型介護老人福祉施設	0床	0床	0床
認知症対応型共同生活介護事業所	90床	24床	135床

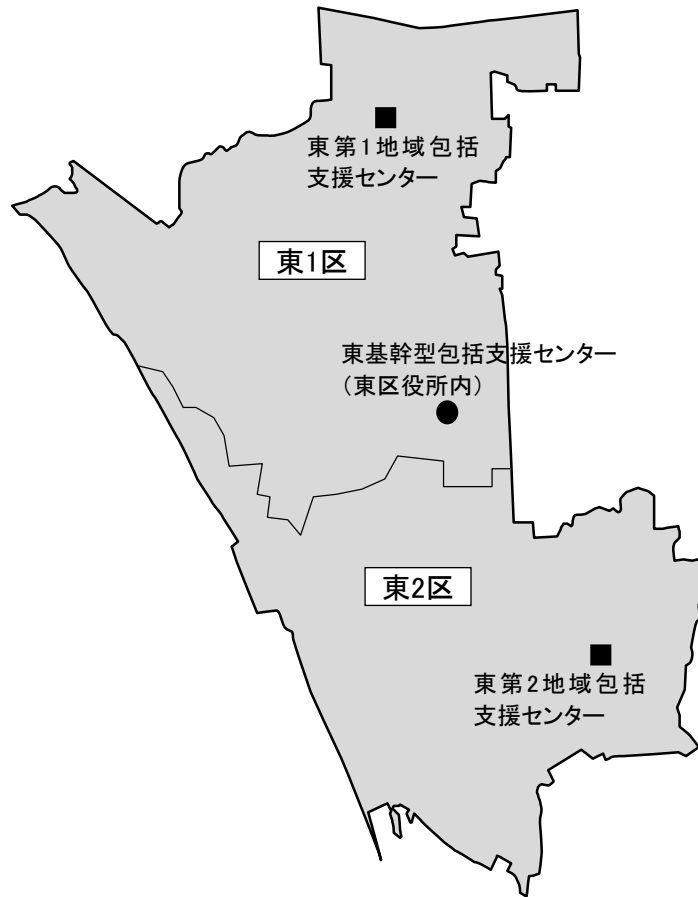
※平成26年3月末時点

資料編

東 区

■ 区の概況

人 口	87,140人	世帯数	37,718世帯
面 積	10.5k㎡	人口密度	8,299人/k㎡



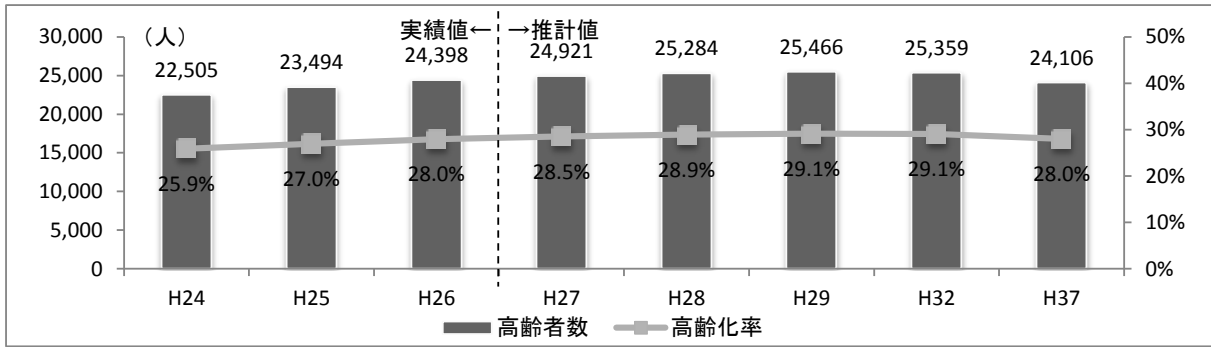
■ 高齢者等の状況

	男	女	合計
高齢者数	10,404人	13,566人	23,970人
うち75歳以上	4,235人	6,306人	10,541人
高齢化率	24.9%	29.9%	27.5%
うち75歳以上	10.2%	13.9%	12.1%
ひとり暮らし高齢者数	1,511人	4,487人	5,998人
高齢者のみ世帯数			10,994世帯
要支援・要介護認定者数	1,482人	3,258人	4,740人
うち第1号	1,424人	3,206人	4,630人

※平成26年3月末時点

資料編

■高齢者数の推計（各年9月末時点）



■地域資源等の状況

通所介護事業所	22箇所	地域包括支援センター（基幹型含）	3箇所
認知症対応型通所介護事業所	1箇所	民生委員・児童委員数（H26. 4. 1）	110人
短期入所生活介護事業所	6箇所	自治会数（H26. 1. 14）	165団体
特定施設入居者生活介護事業所	1箇所（50床）	老人クラブ数（H25. 4. 1）	42団体
介護老人福祉施設	5箇所（388床）	老人クラブ会員数（H25. 4. 1）	2,337人
介護老人保健施設	2箇所（230床）	■区の高齢者数を100人とするとき…	
介護療養型医療施設	0箇所（0床）	65～74歳の高齢者は	56人
認知症対応型共同生活介護事業所	4箇所（72床）	74歳以上の高齢者は	44人
地域密着型介護老人福祉施設	1箇所（28床）	ひとり暮らし高齢者数は	25人
小規模多機能型居宅介護事業所	0箇所	要介護認定者は	19人
複合型サービス事業所	0箇所	老人クラブ会員数は	10人

■地域の状況

--

■日常生活圏域の状況

圏域名	東1区	東2区
圏域の範囲（小学校区）	南八下、八下西、日置荘、日置荘西、白鷺	登美丘西、登美丘東、登美丘南、野田
総人口	43,035人	44,105人
高齢者数	12,469人	11,501人
高齢化率	29.0%	26.1%
ひとり暮らし高齢者数	3,147人	2,851人
高齢者のみ世帯数	5,778世帯	5,216世帯
要介護認定者数	2,328人	2,346人
うち第1号被保険者	2,279人	2,290人
特定施設入居者生活介護事業所	0床	50床
介護老人福祉施設	164床	224床
介護老人保健施設	0床	230床
介護療養型医療施設	0床	0床
地域密着型介護老人福祉施設	0床	28床
認知症対応型共同生活介護事業所	54床	18床

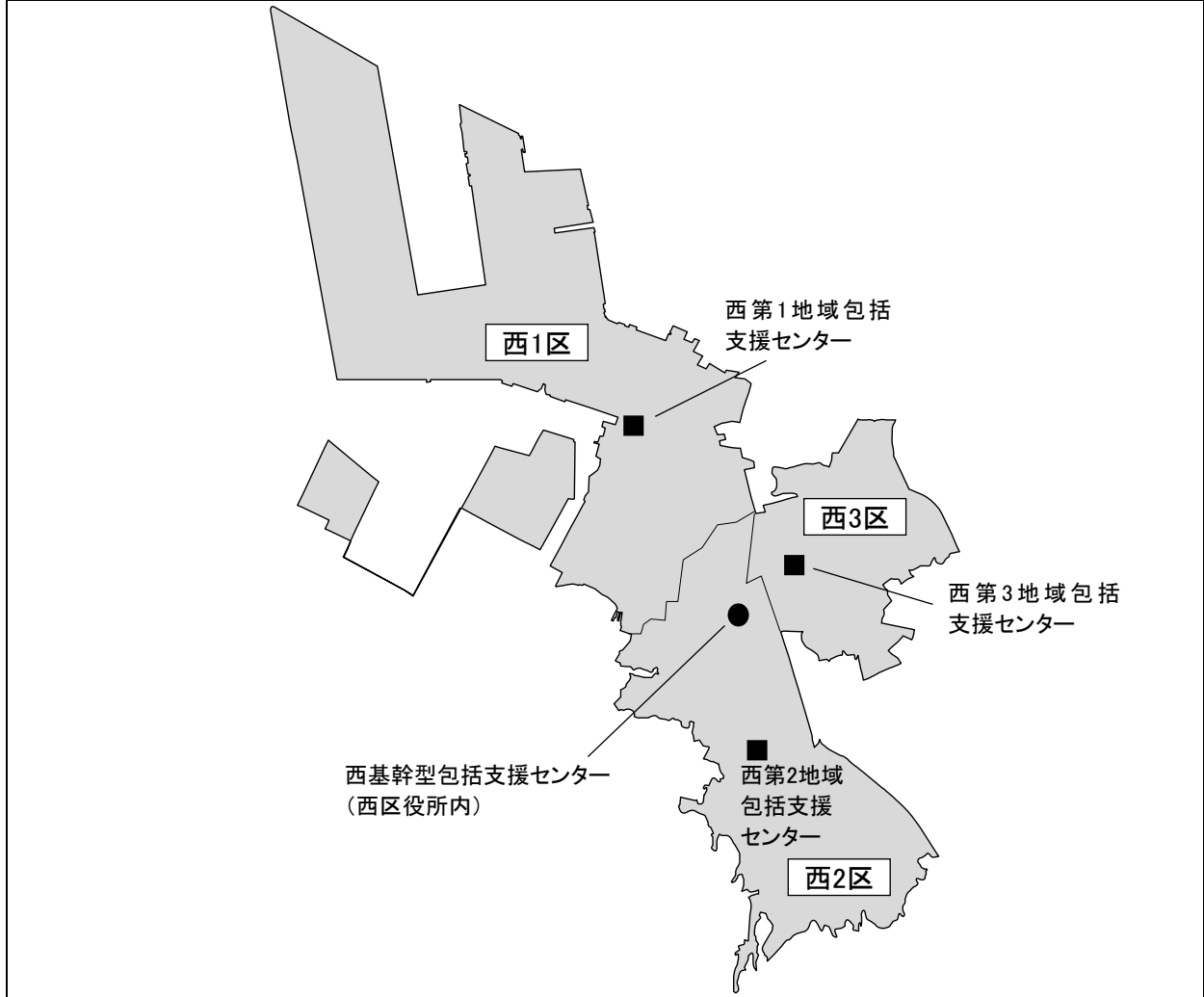
※平成26年3月末時点

資料編

西 区

■ 区の概況

人 口	138,146人	世帯数	60,680世帯
面 積	28.6k㎡	人口密度	4,830人/k㎡



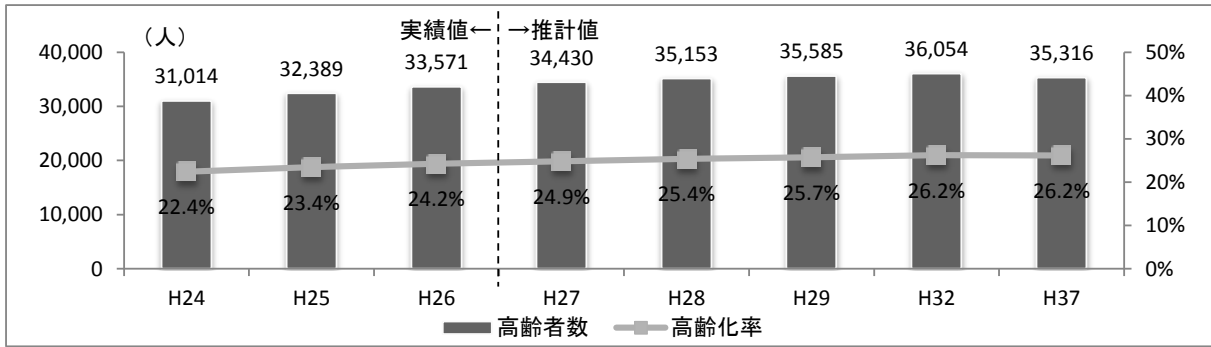
■ 高齢者等の状況

	男	女	合計
高齢者数	14,256人	18,777人	33,033人
うち75歳以上	5,803人	9,190人	14,993人
高齢化率	21.3%	26.4%	23.9%
うち75歳以上	8.7%	12.9%	10.9%
ひとり暮らし高齢者数	2,572人	6,779人	9,351人
高齢者のみ世帯数			15,849世帯
要支援・要介護認定者数	2,523人	5,294人	7,817人
うち第1号	2,438人	5,209人	7,647人

※平成26年3月末時点

資料編

■高齢者数の推計（各年9月末時点）



■地域資源等の状況

通所介護事業所	52箇所	地域包括支援センター（基幹型含）	4箇所
認知症対応型通所介護事業所	3箇所	民生委員・児童委員数（H26.4.1）	162人
短期入所生活介護事業所	6箇所	自治会数（H26.1.14）	195団体
特定施設入居者生活介護事業所	3箇所（159床）	老人クラブ数（H25.4.1）	136団体
介護老人福祉施設	5箇所（314床）	老人クラブ会員数（H25.4.1）	8,590人
介護老人保健施設	4箇所（364床）	■区の高齢者数を100人とするとき…	
介護療養型医療施設	1箇所（96床）	65～74歳の高齢者は	55人
認知症対応型共同生活介護事業所	11箇所（189床）	74歳以上の高齢者は	45人
地域密着型介護老人福祉施設	2箇所（49床）	ひとり暮らし高齢者数は	28人
小規模多機能型居宅介護事業所	5箇所	要介護認定者は	23人
複合型サービス事業所	1箇所	老人クラブ会員数は	26人

■地域の状況

--

■日常生活圏域の状況

圏域名	西1区	西2区	西3区
圏域の範囲（小学校区）	浜寺、浜寺東、 浜寺石津、浜寺昭和	鳳、鳳南、福泉、 福泉上、福泉東	津久野、向丘、平岡、 家原寺、上野芝
総人口	41,295人	57,943人	38,908人
高齢者数	10,513人	12,558人	9,962人
高齢化率	25.5%	21.7%	25.6%
ひとり暮らし高齢者数	3,283人	3,392人	2,676人
高齢者のみ世帯数	5,240世帯	5,848世帯	4,761世帯
要介護認定者数	2,717人	2,803人	2,157人
うち第1号被保険者	2,660人	2,738人	2,116人
特定施設入居者生活介護事業所	129床	0床	30床
介護老人福祉施設	0床	314床	0床
介護老人保健施設	92床	190床	82床
介護療養型医療施設	0床	0床	96床
地域密着型介護老人福祉施設	0床	49床	0床
認知症対応型共同生活介護事業所	18床	153床	18床

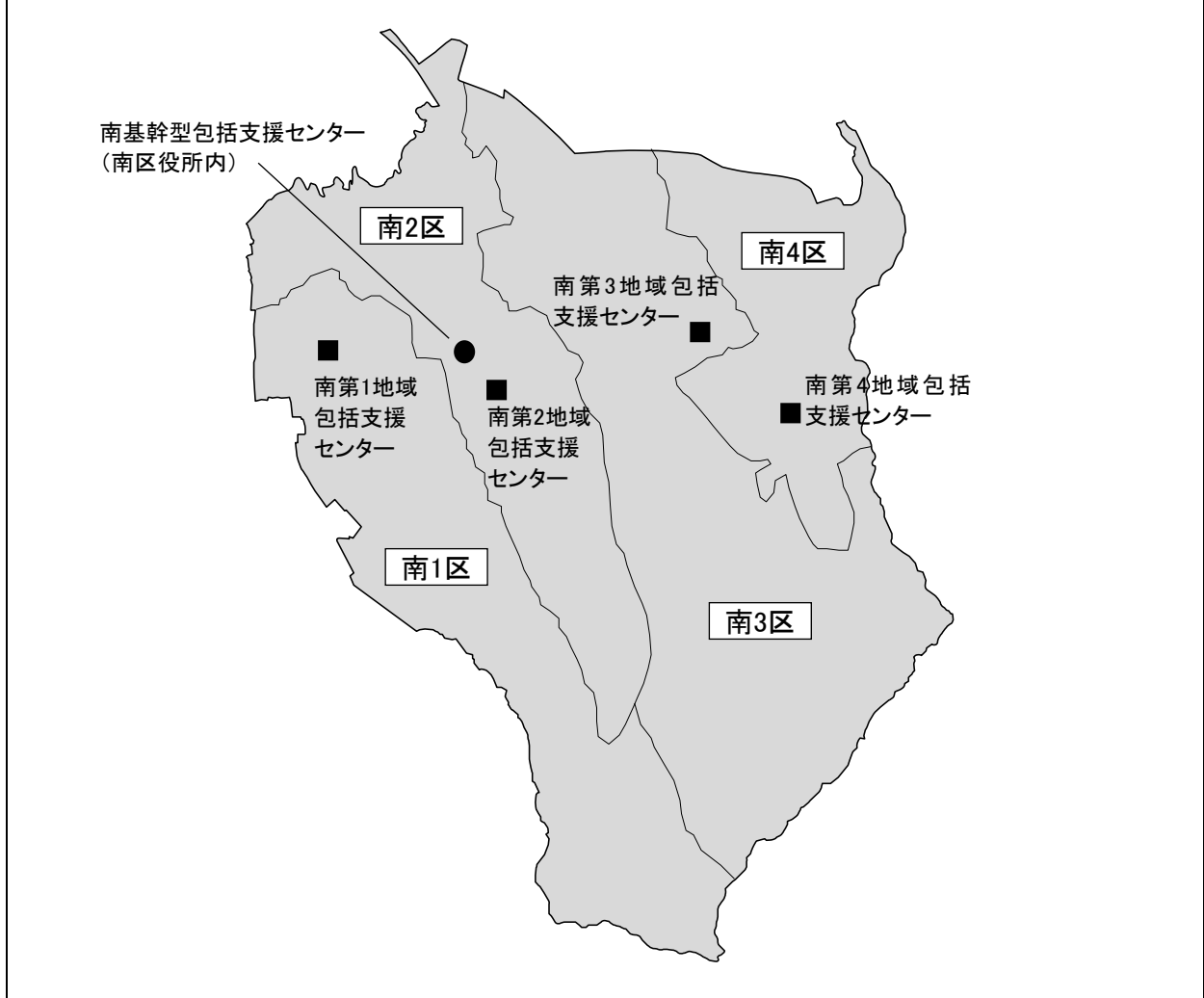
※平成26年3月末時点

資料編

南区

■ 区の概況

人口	153,043人	世帯数	66,434世帯
面積	40.4k㎡	人口密度	3,788人/k㎡



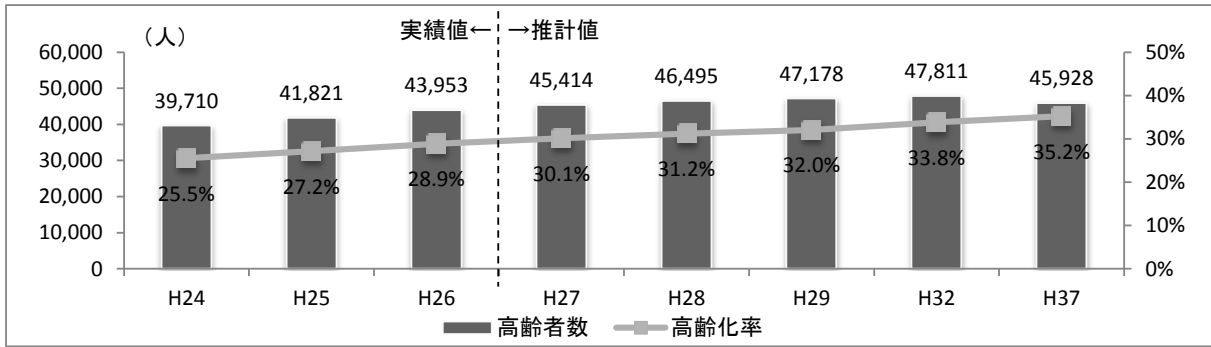
■ 高齢者等の状況

	男	女	合計
高齢者数	19,207人	23,804人	43,011人
うち75歳以上	7,202人	9,825人	17,027人
高齢化率	26.7%	29.4%	28.1%
うち75歳以上	10.0%	12.1%	11.1%
ひとり暮らし高齢者数	2,731人	7,844人	10,575人
高齢者のみ世帯数			19,996世帯
要支援・要介護認定者数	2,650人	5,479人	8,129人
うち第1号	2,555人	5,365人	7,920人

※平成26年3月末時点

資料編

■高齢者数の推計（各年9月末時点）



■地域資源等の状況

通所介護事業所	42箇所	地域包括支援センター（基幹型含）	5箇所
認知症対応型通所介護事業所	4箇所	民生委員・児童委員数（H26. 4. 1）	202人
短期入所生活介護事業所	6箇所	自治会数（H26. 1. 14）	227団体
特定施設入居者生活介護事業所	3箇所（105床）	老人クラブ数（H25. 4. 1）	99団体
介護老人福祉施設	5箇所（387床）	老人クラブ会員数（H25. 4. 1）	6,568人
介護老人保健施設	3箇所（233床）	■区の高齢者数を100人とするとき…	
介護療養型医療施設	0箇所（0床）	65～74歳の高齢者は	60人
認知症対応型共同生活介護事業所	10箇所（146床）	74歳以上の高齢者は	40人
地域密着型介護老人福祉施設	0箇所（0床）	ひとり暮らし高齢者数は	24人
小規模多機能型居宅介護事業所	3箇所	要介護認定者は	18人
複合型サービス事業所	0箇所	老人クラブ会員数は	15人

■地域の状況

--

■日常生活圏域の状況

圏域名	南1区	南2区	南3区	南4区
圏域の範囲（小学校区）	美木多、赤坂台、新檜尾台、城山台	福泉中央、桃山台、原山台、原山台東、庭代台、御池台	上神谷、宮山台、竹城台、竹城台東、若松台、茶山台	三原台、高倉台、高倉台西、はるみ、槇塚台
総人口	37,085人	42,543人	35,475人	37,940人
高齢者数	9,798人	12,000人	10,001人	11,212人
高齢化率	26.4%	28.2%	28.2%	29.6%
ひとり暮らし高齢者数	1,893人	2,629人	2,878人	3,175人
高齢者のみ世帯数	4,107世帯	5,304世帯	4,947世帯	5,638世帯
要介護認定者数	1,611人	2,048人	2,079人	2,229人
うち第1号被保険者	1,563人	1,990人	2,032人	2,179人
特定施設入居者生活介護事業所	29床	26床	50床	0床
介護老人福祉施設	164床	100床	50床	73床
介護老人保健施設	153床	0床	80床	0床
介護療養型医療施設	0床	0床	0床	0床
地域密着型介護老人福祉施設	0床	0床	0床	0床
認知症対応型共同生活介護事業所	33床	59床	18床	36床

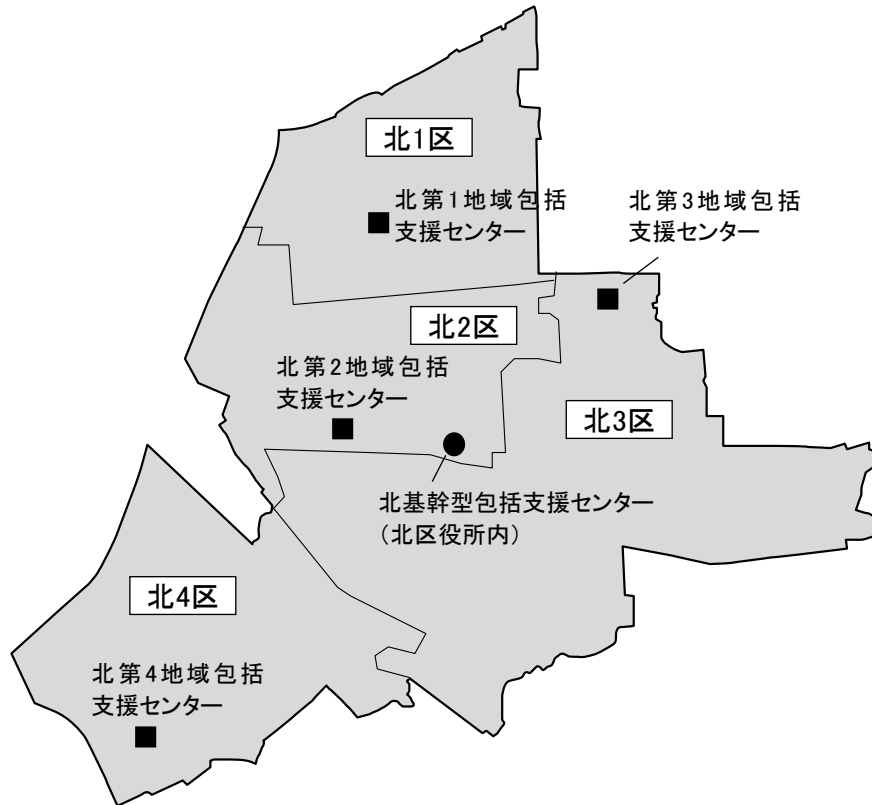
※平成26年3月末時点

資料編

北 区

■ 区の概況

人 口	158,151人	世帯数	71,936世帯
面 積	15.6k㎡	人口密度	10,138人/k㎡



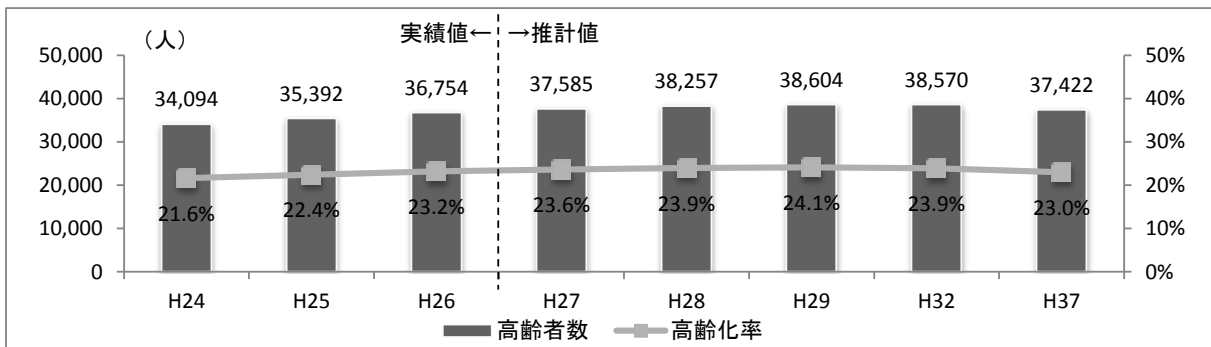
■ 高齢者等の状況

	男	女	合計
高齢者数	15,267人	20,862人	36,129人
うち75歳以上	6,347人	9,746人	16,093人
高齢化率	20.2%	25.3%	22.8%
うち75歳以上	8.4%	11.8%	10.2%
ひとり暮らし高齢者数	2,760人	7,761人	10,521人
高齢者のみ世帯数			17,748世帯
要支援・要介護認定者数	2,494人	5,528人	8,022人
うち第1号	2,406人	5,433人	7,839人

※平成26年3月末時点

資料編

■高齢者数の推計（各年9月末時点）



■地域資源等の状況

通所介護事業所	49箇所	地域包括支援センター（基幹型含）	5箇所
認知症対応型通所介護事業所	2箇所	民生委員・児童委員数（H26. 4. 1）	188人
短期入所生活介護事業所	4箇所	自治会数（H26. 1. 14）	194団体
特定施設入居者生活介護事業所	4箇所（219床）	老人クラブ数（H25. 4. 1）	136団体
介護老人福祉施設	4箇所（306床）	老人クラブ会員数（H25. 4. 1）	8,092人
介護老人保健施設	2箇所（180床）	■区の高齢者数を100人とするとき…	
介護療養型医療施設	1箇所（190床）	65～74歳の高齢者は	55人
認知症対応型共同生活介護事業所	12箇所（225床）	74歳以上の高齢者は	45人
地域密着型介護老人福祉施設	0箇所（0床）	ひとり暮らし高齢者数は	29人
小規模多機能型居宅介護事業所	1箇所	要介護認定者は	21人
複合型サービス事業所	0箇所	老人クラブ会員数は	22人

■地域の状況

--

■日常生活圏域の状況

圏域名	北1区	北2区	北3区	北4区
圏域の範囲（小学校区）	東浅香山、 新浅香山、 五箇荘、五箇荘東	東三国丘、 光竜寺、新金岡、 新金岡東	大泉、金岡、 金岡南、北八下	中百舌鳥、 百舌鳥、西百舌鳥
総人口	38,356人	33,517人	41,668人	44,610人
高齢者数	8,256人	9,576人	9,227人	9,070人
高齢化率	21.5%	28.6%	22.1%	20.3%
ひとり暮らし高齢者数	2,431人	3,150人	2,325人	2,615人
高齢者のみ世帯数	4,053世帯	5,130世帯	4,256世帯	4,309世帯
要介護認定者数	1,833人	2,233人	1,857人	1,998人
うち第1号被保険者	1,784人	2,183人	1,820人	1,954人
特定施設入居者生活介護事業所	0床	109床	0床	110床
介護老人福祉施設	0床	70床	156床	80床
介護老人保健施設	100床	80床	0床	0床
介護療養型医療施設	0床	0床	0床	190床
地域密着型介護老人福祉施設	0床	0床	0床	0床
認知症対応型共同生活介護事業所	54床	36床	72床	63床

※平成26年3月末時点

資料編

美原区

■ 区の概況

人口	39,890人	世帯数	16,355世帯
面積	13.2k㎡	人口密度	3,022人/k㎡



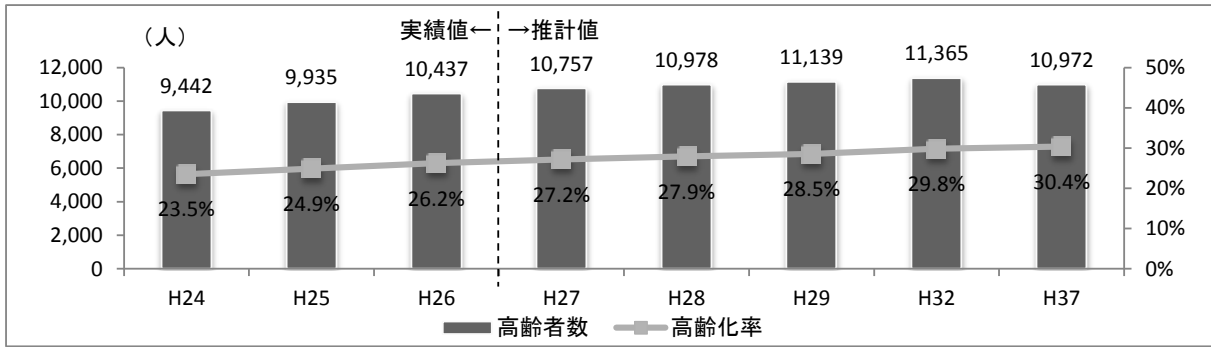
■ 高齢者等の状況

	男	女	合計
高齢者数	4,578人	5,630人	10,208人
うち75歳以上	1,628人	2,461人	4,089人
高齢化率	23.5%	27.6%	25.6%
うち75歳以上	8.4%	12.0%	10.3%
ひとり暮らし高齢者数	516人	1,540人	2,056人
高齢者のみ世帯数			4,201世帯
要支援・要介護認定者数	607人	1,285人	1,892人
うち第1号	578人	1,256人	1,834人

※平成26年3月末時点

資料編

■高齢者数の推計（各年9月末時点）



■地域資源等の状況

通所介護事業所	11箇所	地域包括支援センター（基幹型含）	2箇所
認知症対応型通所介護事業所	1箇所	民生委員・児童委員数（H26. 4. 1）	56人
短期入所生活介護事業所	2箇所	自治会数（H26. 1. 14）	33団体
特定施設入居者生活介護事業所	1箇所（30床）	老人クラブ数（H25. 4. 1）	22団体
介護老人福祉施設	2箇所（200床）	老人クラブ会員数（H25. 4. 1）	3,740人
介護老人保健施設	2箇所（190床）	■区の高齢者数を100人とすると…	
介護療養型医療施設	1箇所（60床）	65～74歳の高齢者は	60人
認知症対応型共同生活介護事業所	3箇所（54床）	74歳以上の高齢者は	40人
地域密着型介護老人福祉施設	0箇所（0床）	ひとり暮らし高齢者数は	20人
小規模多機能型居宅介護事業所	1箇所	要介護認定者は	18人
複合型サービス事業所	0箇所	老人クラブ会員数は	37人

■地域の状況

--

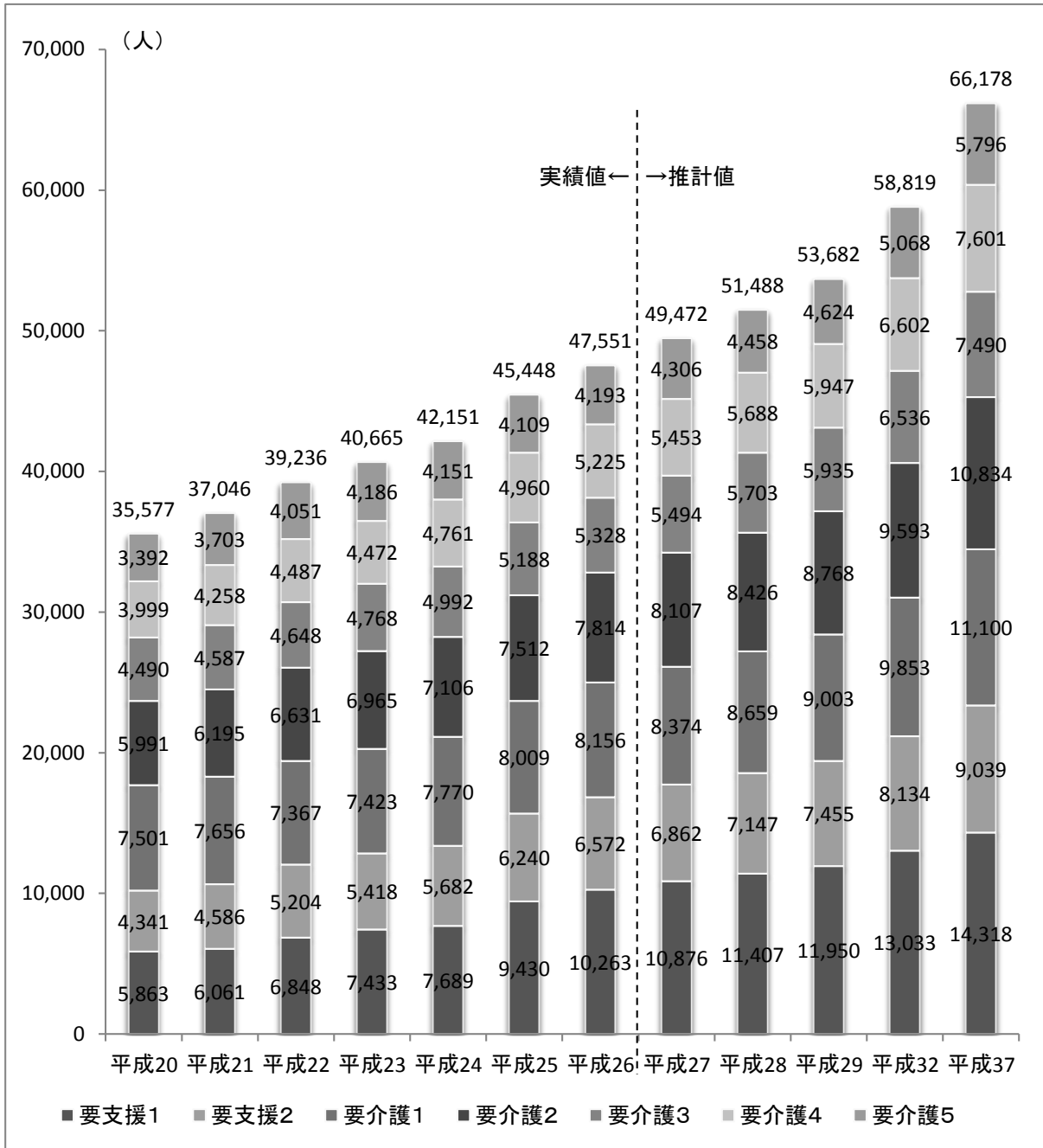
■日常生活圏域の状況

圏域名	美原1区
圏域の範囲（小学校区）	黒山、平尾、美原北、八上、美原西、さつき野
総人口	39,890人
高齢者数	10,208人
高齢化率	25.6%
ひとり暮らし高齢者数	2,056人
高齢者のみ世帯数	4,201世帯
要介護認定者数	1,845人
うち第1号被保険者	1,793人
特定施設入居者生活介護事業所	30床
介護老人福祉施設	200床
介護老人保健施設	190床
介護療養型医療施設	60床
地域密着型介護老人福祉施設	0床
認知症対応型共同生活介護事業所	54床

※平成26年3月末時点

2. 介護保険サービスの利用状況

①要支援・要介護認定者数の推移

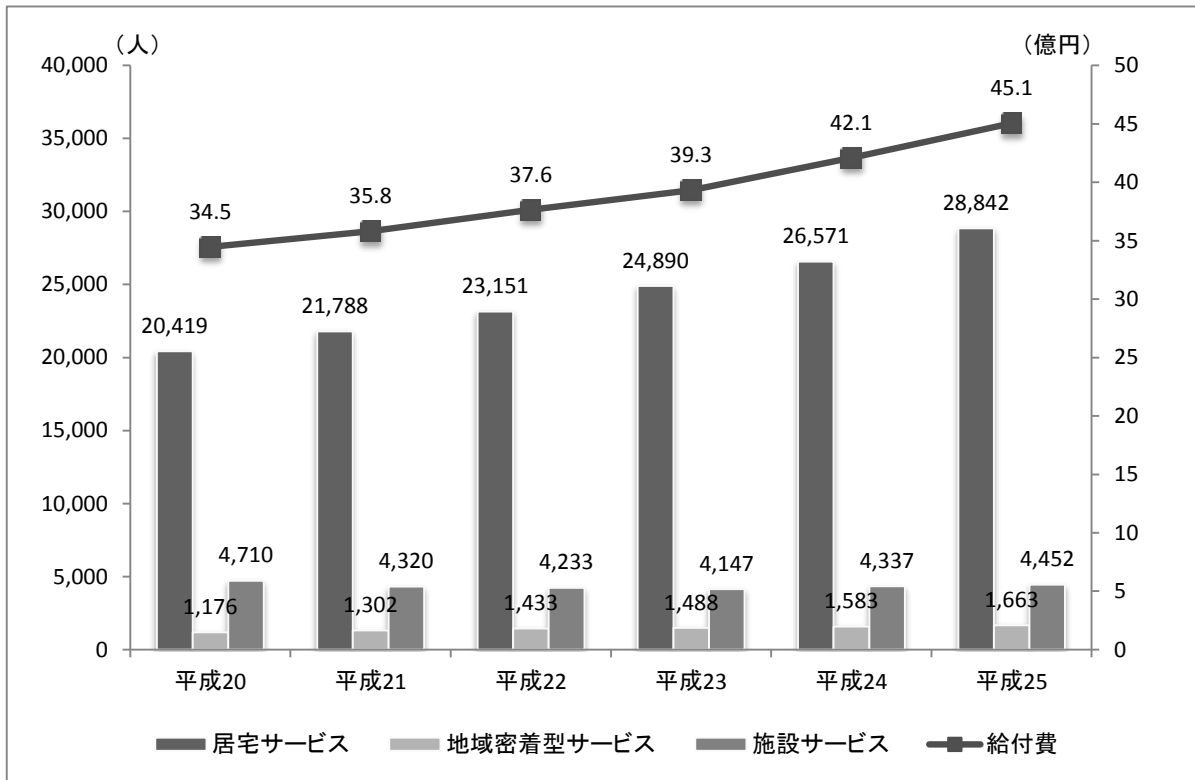


(介護保険事業状況報告)

※各年9月末時点

資料編

②介護保険サービスの利用者数・給付額の推移



		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
居宅サービス 受給者(人)	平成20	2,695	2,318	5,411	4,405	2,721	1,796	1,073	20,419
	平成21	2,762	2,573	5,639	4,677	2,923	1,990	1,224	21,788
	平成22	3,011	3,001	5,428	5,081	3,014	2,149	1,467	23,151
	平成23	3,342	3,237	5,611	5,548	3,305	2,216	1,631	24,890
	平成24	3,790	3,623	6,022	5,706	3,454	2,354	1,622	26,571
	平成25	4,606	4,061	6,261	6,057	3,594	2,562	1,701	28,842
地域密着型サービス 受給者(人)	平成20	5	2	227	326	327	214	75	1,176
	平成21	4	4	256	320	377	234	107	1,302
	平成22	4	4	269	331	418	267	140	1,433
	平成23	3	8	224	368	440	272	173	1,488
	平成24	6	7	246	376	443	316	189	1,583
	平成25	12	6	258	392	467	329	199	1,663
施設サービス 受給者(人)	平成20			243	551	1,009	1,428	1,479	4,710
	平成21			173	485	912	1,366	1,384	4,320
	平成22			160	461	861	1,363	1,388	4,233
	平成23			171	462	787	1,332	1,395	4,147
	平成24			185	495	847	1,413	1,397	4,337
	平成25			210	506	905	1,449	1,382	4,452
給付費(千円)	平成20	73,311	98,121	473,425	620,772	689,694	767,996	722,265	3,445,585
	平成21	76,162	108,729	508,153	644,635	727,358	783,262	731,649	3,579,949
	平成22	83,846	123,688	503,628	691,265	741,978	825,412	794,216	3,764,032
	平成23	91,519	134,847	509,732	748,936	776,660	832,530	838,784	3,933,008
	平成24	107,899	155,828	558,598	788,696	838,636	906,703	851,903	4,208,264
	平成25	131,802	178,770	606,605	850,630	894,011	967,027	876,344	4,505,189

(介護保険事業状況報告)

※各年9月の受給者数・給付費